

第3期亀岡市 子ども・子育て支援事業計画



～ すべての子どもたちが光り輝く 笑顔あふれるまち ～

令和7(2025)年3月

亀岡市

はじめに

亀岡市では、令和2（2020）年3月に策定した「市民の宝「かめおかっこ」の笑顔あふれるやさしいまち」を基本理念とする「第2期亀岡市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行い、乳幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援施策を総合的に推進してまいりました。



一方で、計画策定から一定の期間が経過する中、少子高齢化の進展や人口減少、共働き家庭の増加による保育ニーズの増大、家族形態やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、社会経済情勢の変化を背景に、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

さらには、児童虐待や待機児童問題、こどもの貧困問題、さらにはヤングケアラー問題など、喫緊に取り組むべき様々な課題が日々取り上げられる中で、社会的問題に対して柔軟に対応していくことも求められています。

このような社会的変容を受けて、令和4（2022）年には、子どもや子育てをめぐる厳しい環境の課題に対応するため、課題解決に向けた子育て支援対策を加速度的に進めるべく“子ども”と“子育てを頑張る人”を本気で応援する「子どもファースト」を宣言することにより、子どもたちの笑顔があふれるまちを目指しています。

今回策定した「第3期亀岡市子ども・子育て支援事業計画」では、これまでの取組を踏まえながら、子どもファーストで掲げる「すべての子どもたちが光り輝く 笑顔あふれるまち」という理念のもと、子育て支援施策の充実により、誰もが住み続けたいと思える持続可能なまちづくりに向け、市民の皆様をはじめ、子どもや子育てに関わるすべての皆様とともに、子どもたちの笑顔があふれるまちづくりに一層取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、貴重な御意見や御提言をいただきました「亀岡市子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、策定に御協力いただきました関係者ならびに市民の皆様に対しまして、心から感謝を申し上げます。

令和7（2025）年3月

亀岡市長 桂川 孝裕

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の対象	4
5 計画の期間	5
6 計画の策定体制	5
第2章 亀岡市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	6
1 人口・世帯・人口動態等	6
2 女性の就業状況	9
3 教育・保育サービスなどの状況	10
4 ニーズ調査からみられる現状と課題	13
5 子どもの意見聴取からみられる現状と課題	23
6 第2期計画の進捗評価	27
7 本市における現状と課題のまとめ	28
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 基本理念	30
2 基本的な視点	31
3 基本目標	32
4 目指す数値目標（アウトカム指標）	33
5 施策の体系	34
第4章 目標実現のための施策の展開	35
基本目標1 地域ぐるみで子育てを支援する	35
基本目標2 子どもの健やかな成長を支援する	38
基本目標3 子どもの学びを支援する	40
基本目標4 子育てしやすい安全でやさしいまちづくり	44
基本目標5 仕事と子育ての両立を支援する	47
基本目標6 子どもを大切にするまちづくり	50

第5章 子ども・子育て支援事業計画	54
1 将来の子ども人口フレーム	54
2 教育・保育提供区域	55
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	56
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	59
5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	77
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	77
第6章 計画の推進体制	78
1 推進体制	78
2 市民・企業等の参加・参画の推進	78
3 施策の実施状況の点検	78
資料編	79
1 計画の策定経過	79
2 亀岡市子ども・子育て会議条例	80
3 亀岡市子ども・子育て会議委員名簿	81
4 用語解説	82

◆「子ども」の表記について◆

本計画では、「子ども」という表記を用いていますが、法律や固有の名称などにより、「こども」を用いる場合があります。

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景

わが国では、急速な少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会・経済構造の大きな転換期を迎えています。また、家族形態の変化・多様化や地域のつながりの希薄化、ライフスタイルの多様化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、待機児童、児童虐待、子どもの貧困などの問題が顕在化しています。

国においては、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境整備を図るため、平成24（2012）年に子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等の関係法律の整備法」）が成立し、平成27（2015）年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度においては、幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を図ることとされ、具体的には、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及、小規模保育や家庭的保育などの充実、親子同士の交流や相談の場（地域子育て支援拠点）や学童保育事業の充実など、保護者の就労の有無にかかわらず、すべての子どもが一緒に教育や保育を受けられ、地域の実情に応じて保育の場を確保することとしています。

また、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制強化等を行うため、令和4（2022）年6月に児童福祉法が改正されました。この改正により、市町村において「母子保健」と「児童福祉」を一体化し、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることになりました。

令和5（2023）年4月には、常に子どもの最善の利益を第一とし、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」という、子どもの視点と、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さない、健やかな成長を社会全体で後押しするための司令塔の役割として「こども家庭庁」が新たに創設され、次代の社会を担うすべての子どもが、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体で子ども施策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」や「こども大綱」が定められたところです。

さらに、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」（令和5（2023）年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6（2024）年6月に成立しました。

この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計が令和7（2025）年度に創設され、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が令和8（2026）年度に創設されることになりました（令和10（2028）年度までに段階的に導入）。

2 計画策定の趣旨

本市においては、令和2（2020）年3月に「第2期亀岡市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、すべての子どもの育ちとすべての子育て家庭について、妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援を行うとともに、一人ひとりの子どもが安全・安心で健やかに成長することができる環境を整備し、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

また、子どもや子育てをめぐる厳しい環境などの課題解決に向けた子育て支援対策を加速度的に進めていくため、第5次亀岡市総合計画で掲げる、目指す都市像「人と時代に選ばれるリーディングシティ亀岡」実現に向け、令和4（2022）年8月に“子ども”と“子育てを頑張る人”を本気で応援する「子どもファースト」を宣言し、各種施策に取り組みながら、子どもたちの笑顔があふれる、子育てにやさしいまちづくりを推進しています。

第2期計画が令和6（2024）年度末をもって終了することから、第2期計画を検証するとともに、これまで取り組んできた施策を引き継ぐだけでなく、子どもや子育て家庭を取り巻く近年の社会変化や国の動向等に対応する中で、子どもファースト宣言の理念を踏まえた「第3期亀岡市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

3 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、内閣総理大臣が定める、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

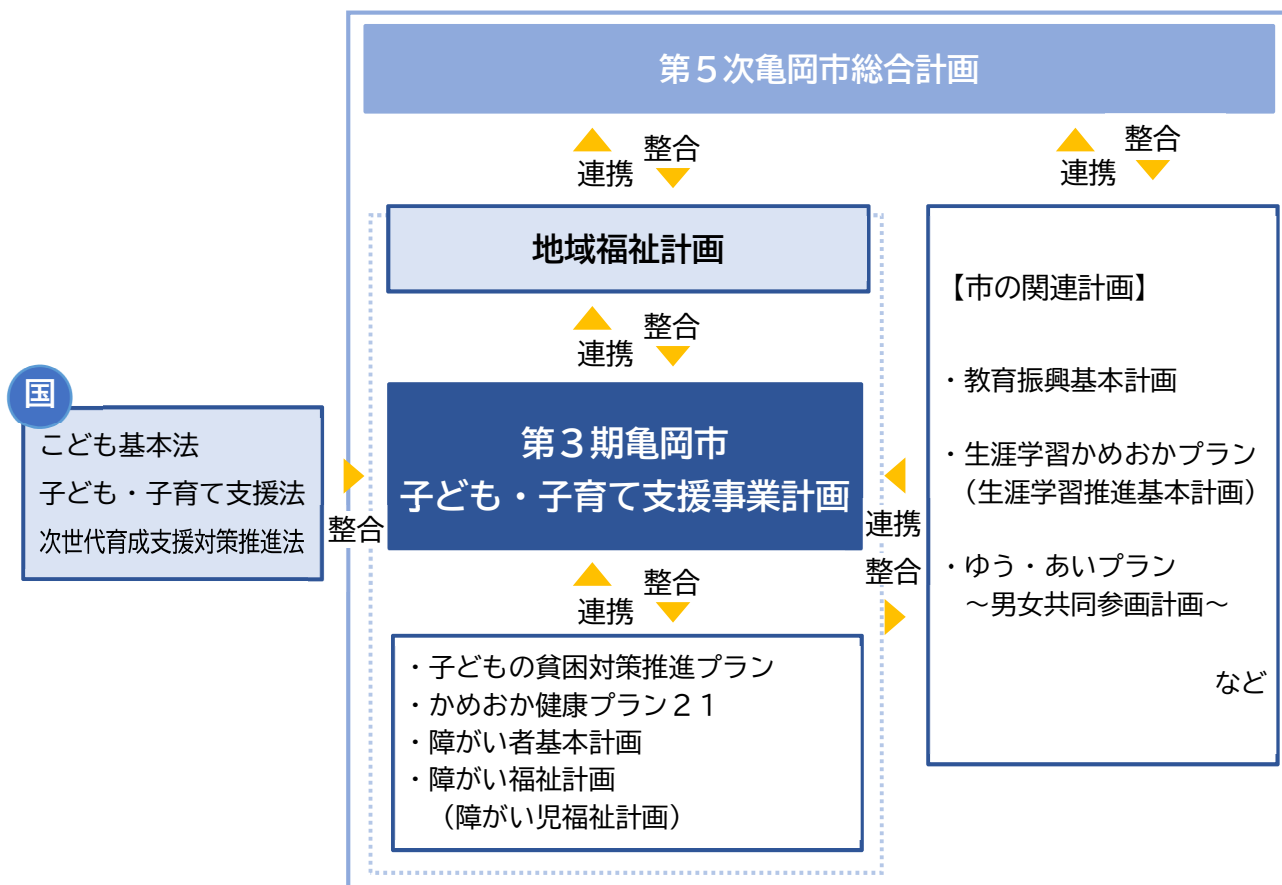
次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

(2) 亀岡市計画体系等における位置づけ

本計画は、国・府の子ども・子育て支援の関連計画との整合性を図るとともに、本市の上位計画である「第5次亀岡市総合計画」に則し、保健・医療・福祉・教育等の関連する個別計画との整合・連携を図りながら、次代を担う子どもを産み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画として策定するものです。

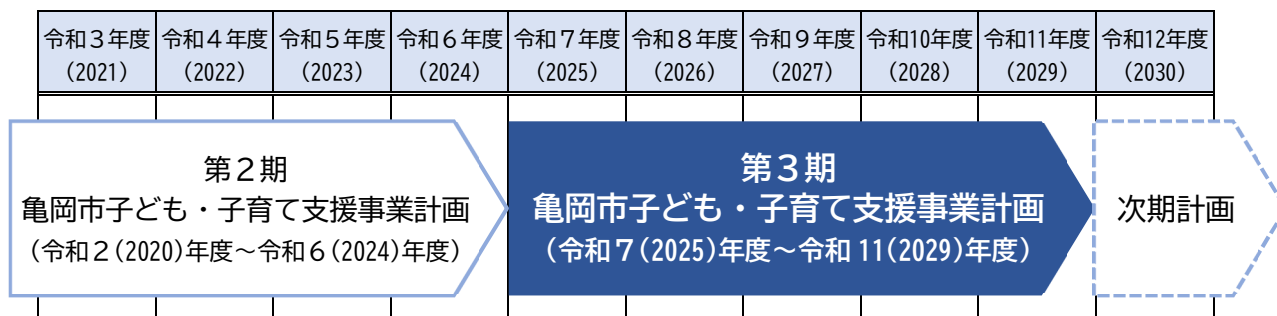


4 計画の対象

亀岡市に居住するすべての子ども（0歳からおおむね18歳）、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を本計画の対象とします。

5 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間中における社会情勢の変化や法制度の変更等に対しては柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行うこととします。



6 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議

本市においては、本計画の策定にあたり子育て当事者等の意見を反映するため、公募による市民代表や子育て支援事業者、学識経験者などの構成員からなる「亀岡市子ども・子育て会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。

(2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、令和5（2023）年度に就学前児童及び小学校児童の保護者を対象としたアンケート調査を実施し、教育・保育、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

(3) 子どもへの意見聴取

こども基本法第11条では、子ども施策の策定等にあたり、子どもの意見の反映に係る必要な措置を講ずることとされています。

本計画の策定にあたっては、本市の子どもたちの意見を聴取するため、アンケート調査を実施し、その結果を計画策定の基礎資料として活用しました。

(4) パブリックコメントの実施

子どもへの意見聴取及びニーズ調査、子ども・子育て会議での意見に加え、計画に対する市民の意見を募集し、本計画に反映するため、本市のホームページや市公共施設等で計画案を公開し、パブリックコメント（意見公募）を行いました。

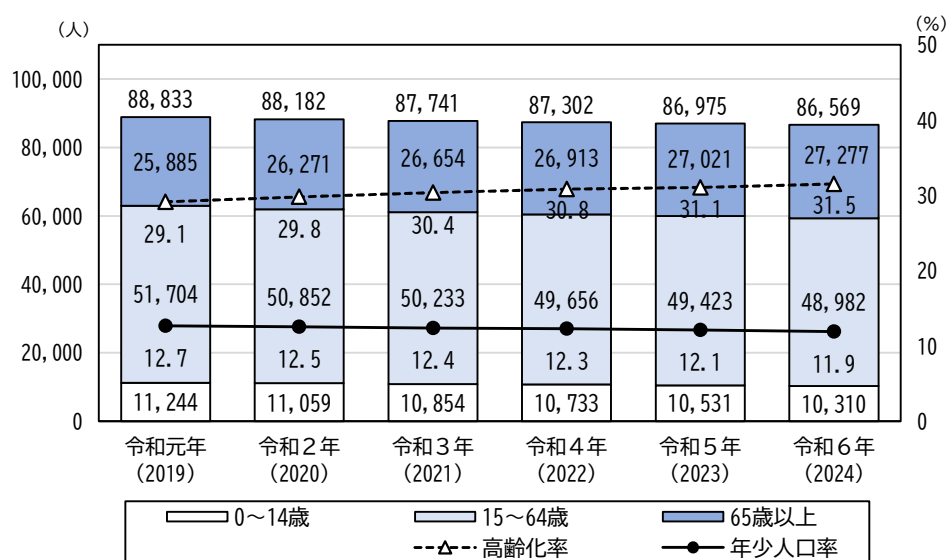
第2章 亀岡市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 人口・世帯・人口動態等

(1) 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は年々減少しており、令和元（2019）年の88,833人から、令和6（2024）年には86,569人と、5年間で2,264人（2.5%）減少しています。

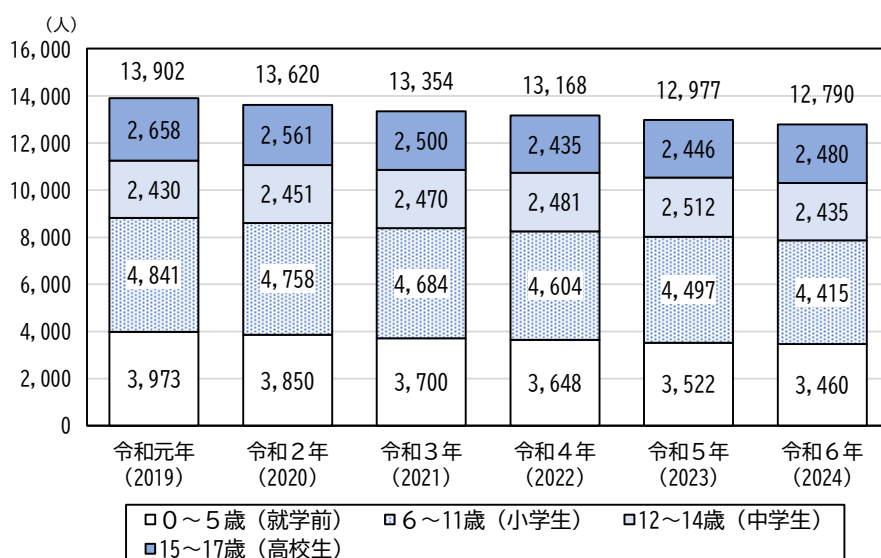
また、65歳以上の高齢化率が令和6（2024）年には31.5%と、令和元（2019）年から2.4ポイント上昇している一方で、0～14歳の年少人口率は0.8ポイント下降しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 子ども人口の推移

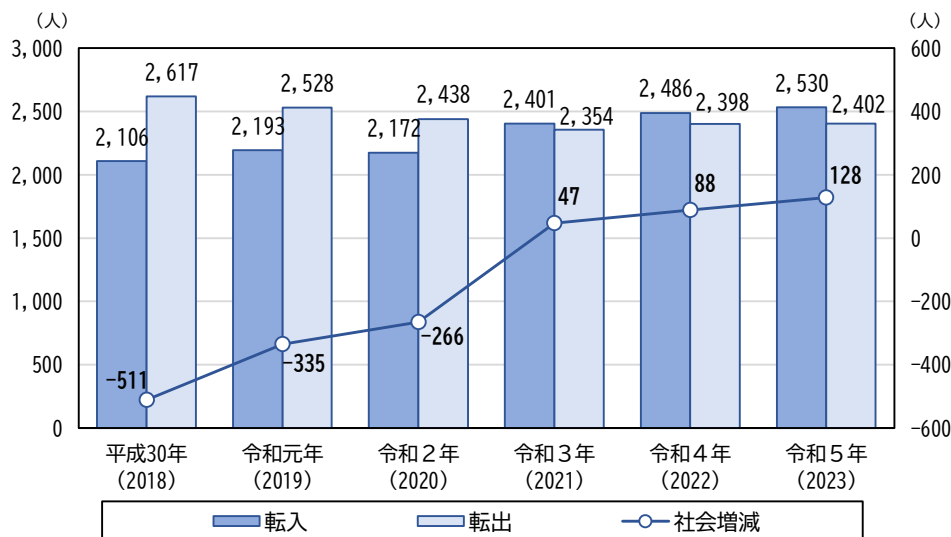
18歳未満の子どもの人口は、0～5歳（就学前児童）、6～11歳（小学生）、12～14歳（中学生）、15～17歳（高校生）のそれぞれがおおむね減少傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 転入・転出者数の推移

本市の転出者数は2,400人程度で推移しているのに対し、転入者数は近年増加傾向となっており、令和3（2021）年以降、社会増となっています。

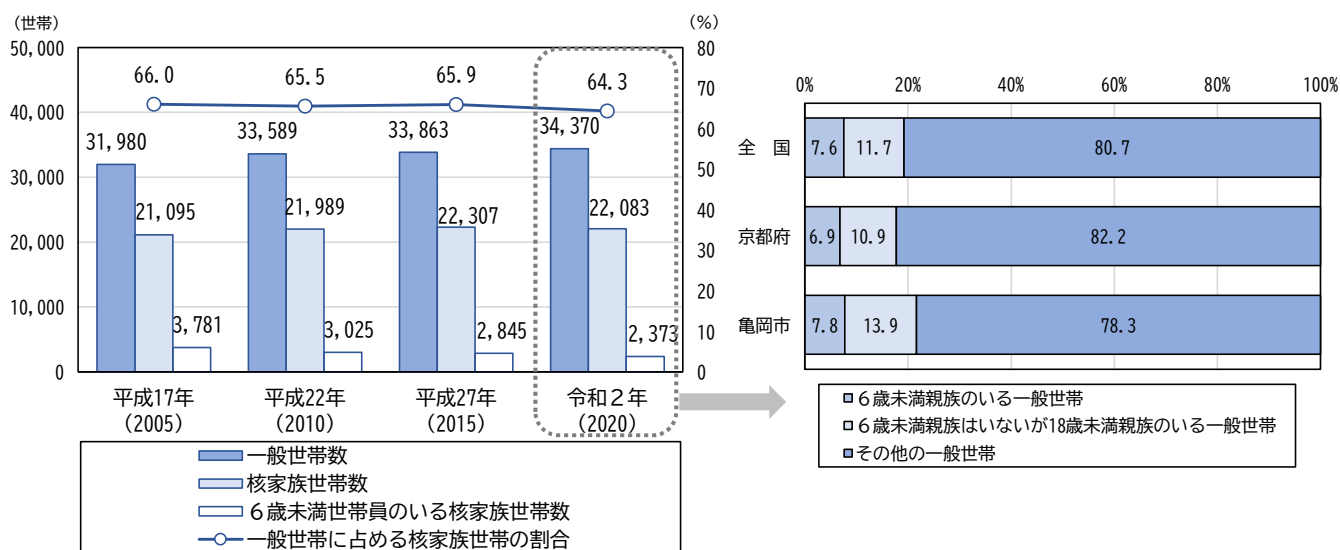


資料：住民基本台帳人口移動報告（年報）

(4) 世帯構造

本市の一般世帯数及び核家族世帯数は増加しているのに対し、6歳未満の子どもがいる核家族世帯数は減少傾向となっています。

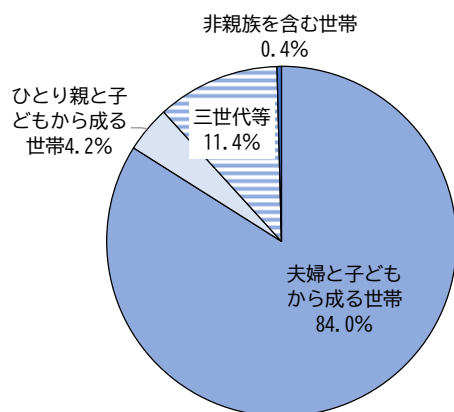
6歳未満の子どもがいる一般世帯は一般世帯総数の7.8%、6歳未満はいないが18歳未満の子どもがいる一般世帯は13.9%で、これらを合わせた18歳未満の子どもがいる世帯は2割を超えており、全国水準や京都府水準を上回っています。



資料：国勢調査

資料：国勢調査（令和2（2020）年）

6歳未満の子ども（3,631人）のいる世帯は2,690世帯であり、うち88.2%が核家族となっています。



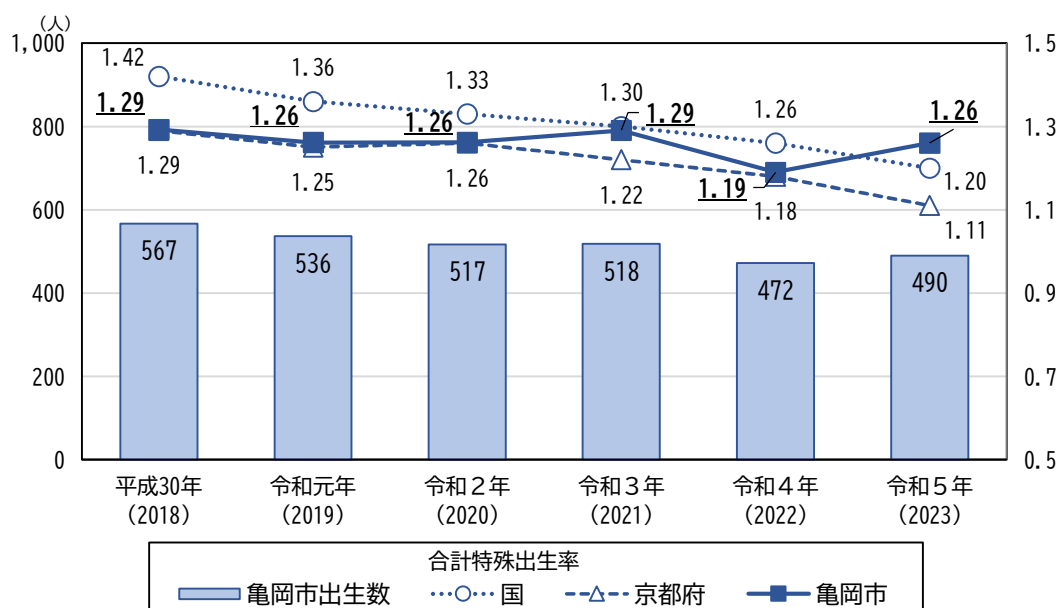
	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満 人員 (人)
一般世帯	34,370	84,758	3,631
6歳未満がいる世帯	2,690	11,016	3,631
核家族	2,373	9,310	3,232
夫婦と子どもから成る世帯	2,259	8,959	3,095
男親と子どもから成る世帯	4	12	4
女親と子どもから成る世帯	110	339	133
三世代等	306	1,647	386
非親族を含む世帯	11	59	13

資料：国勢調査（令和2（2020）年）

（5）出生の動向

合計特殊出生率の推移をみると、平成30（2018）年以降、国・京都府が下降傾向となっているのに対し、本市では横ばい傾向となっており、概ね京都府と同水準で推移していましたが、令和5（2023）年には1.26と、国・京都府を上回っています。

また、出生数は、平成30（2018）年以降、減少傾向にあり、令和5（2023）年には490人となっています。

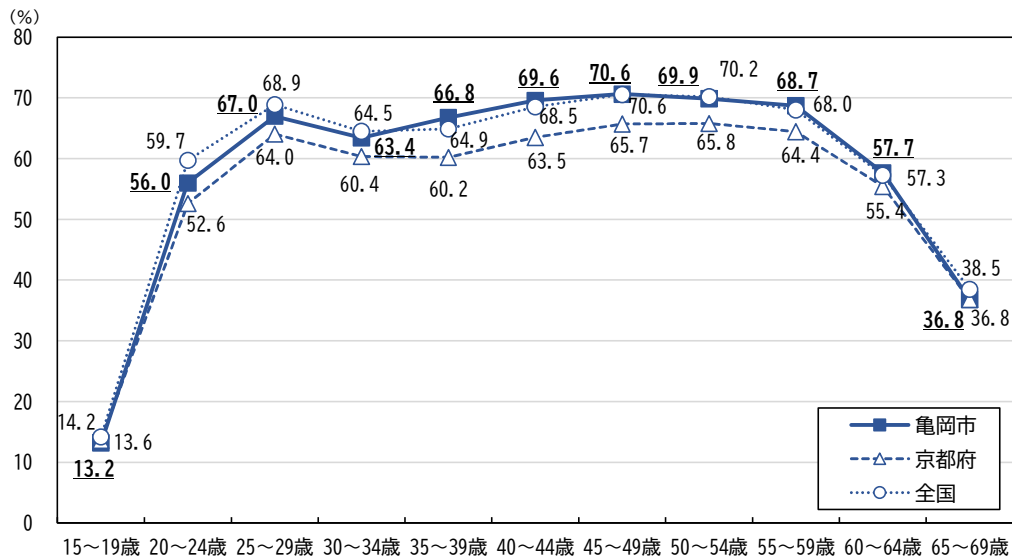


※合計特殊出生率は、算出対象とする出生数の期間や女性数の年次の取り方、利用する統計資料によって、国、市町村等で公表している数値が異なる場合があります

資料：（国・京都府）人口動態統計、（亀岡市）出生数・女性人口により独自算出、出生数：人口動態統計

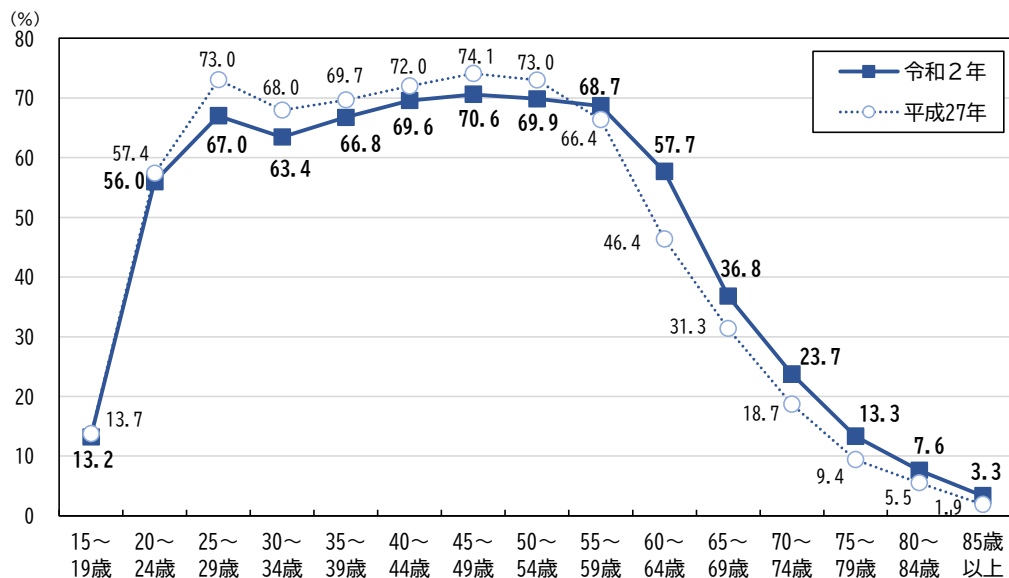
2 女性の就業状況

令和2（2020）年の女性の5歳階級別就業率は、25歳から59歳までの各年齢層で全国水準と同程度となっており、京都府水準より高い割合で推移しています。



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

本市の女性の令和2（2020）年の就業率を、平成27（2015）年の就業率と比較すると、5年間で25歳から54歳の各年齢層の就業率は低下し、55歳以上の就業率が上昇しています。また、25～29歳の就業率が低下していることから、M字カーブは緩やかになっています。

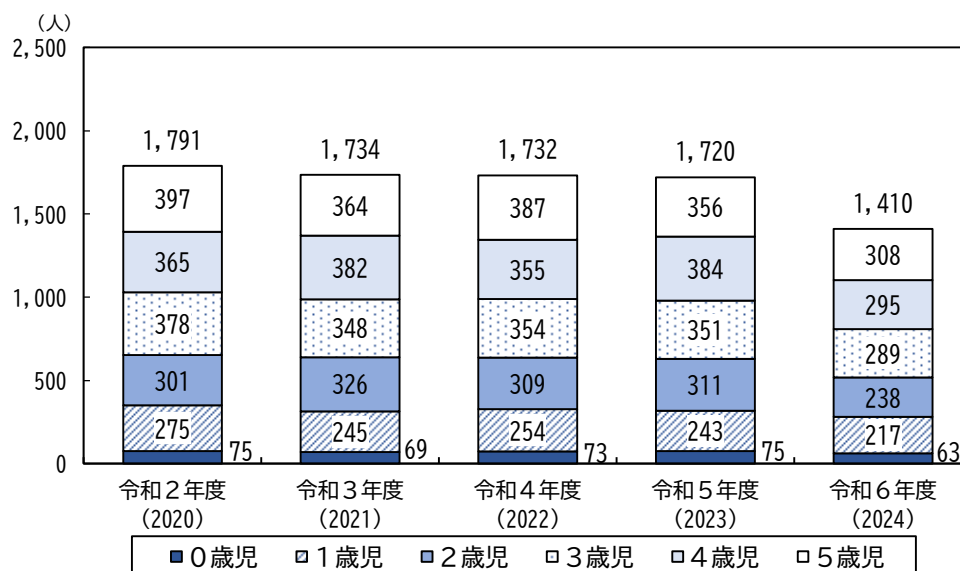


資料：国勢調査

3 教育・保育サービスなどの状況

(1) 保育所(園)の利用状況

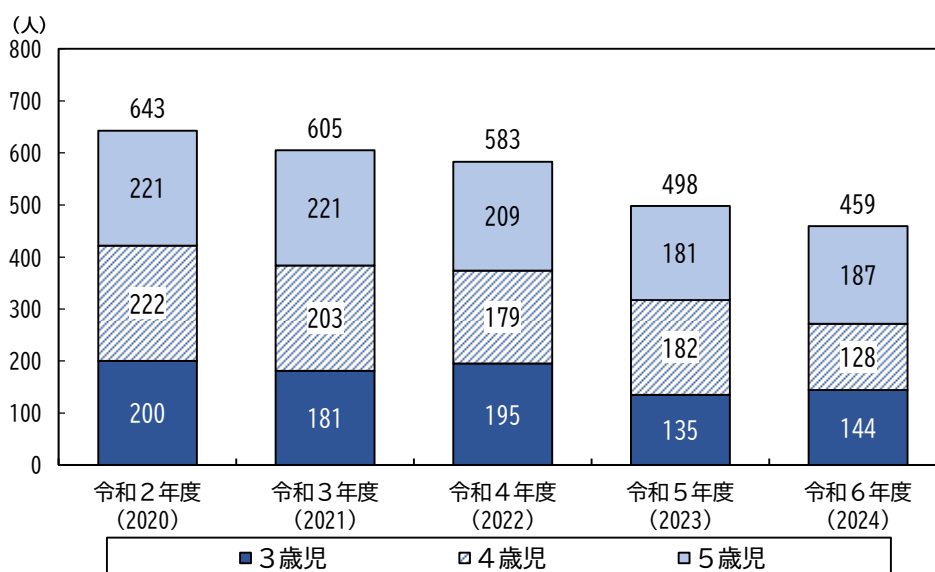
令和6（2024）年度現在、市内には、公立保育所5園、私立保育園6園の合計11園の施設があります。令和6（2024）年度から公立保育所1園と私立保育園1園の2園が認定こども園に移行したことに伴い、令和6（2024）年度の保育所(園)の在籍児童数が減少しています。



資料：亀岡市データ（各年4月1日現在）

(2) 幼稚園の利用状況

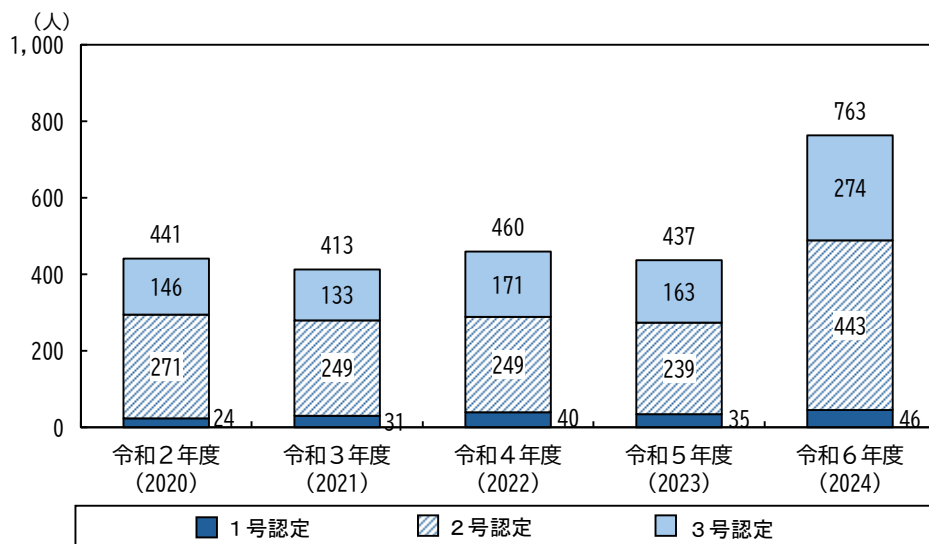
令和6（2024）年度現在、市内には、公立幼稚園1園、私立幼稚園4園の合計5園の施設があります。施設数に変動はありませんが、在籍児童数は令和2（2020）年度以降、年々減少傾向となっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 認定こども園の利用状況

令和6（2024）年度現在、市内には、6園の認定こども園があり、利用者数は763人となっています。内訳をみると、2号認定が443人と最も多くなっています。

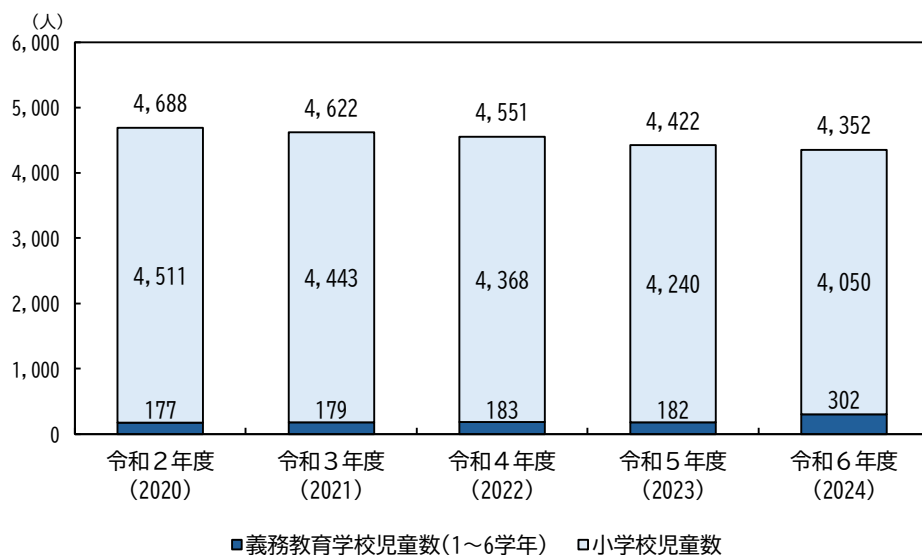


			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
施設数（か所）			4	4	4	4	6
利用者数 (人)	1号 認定	3歳	11	10	14	13	19
		4歳	7	15	11	12	11
		5歳	6	6	15	10	16
		計	24	31	40	35	46
	2・3号 認定	0歳	21	21	23	22	33
		1歳	48	48	76	57	105
		2歳	77	64	72	84	136
		3歳	92	81	73	78	147
		4歳	72	93	86	75	145
		5歳	107	75	90	86	151
		計	417	382	420	402	717

資料：亀岡市データ（各年4月1日現在）

(4) 小学校等の状況

令和6（2024）年度現在、市内の小学校等については、小学校14校と義務教育学校2校の計16校があります。児童数は若干の減少傾向にあり、令和6（2024）年5月1日現在の小学校等の児童数は、4,352人となっています。



		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	
		小学校	義務教育学校	小学校	義務教育学校	小学校	義務教育学校	小学校	義務教育学校	小学校	義務教育学校
学校数（校）		17	1	17	1	17	1	17	1	14	2
児童数 (人)	1年	679	36	713	30	671	29	679	22	609	42
	2年	735	33	686	36	720	30	676	29	657	47
	3年	716	27	739	33	697	35	721	32	669	43
	4年	807	28	719	28	741	33	699	36	707	57
	5年	777	23	810	28	722	28	741	34	694	53
	6年	797	30	776	24	817	28	724	29	714	60
	計	4,511	177	4,443	179	4,368	183	4,240	182	4,050	302

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

4 ニーズ調査からみられる現状と課題

(1) 調査の概要

対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象	調査期間	実施方法
未就学児童用	市内の就学前児童 (0～5歳)の保護者	令和6(2024)年 3月8日～ 3月22日	郵送により配布、 紙ベースでの回答 またはWEB回答
小学生児童用	市内の小学生児童 (小学1～6年生)の保護者		

※抽出基準日：令和6(2024)年2月1日

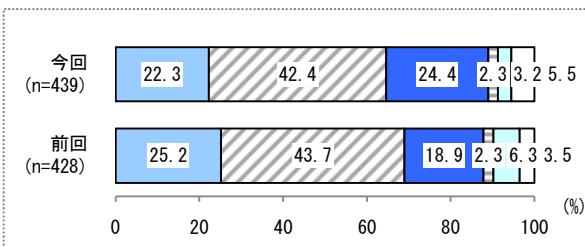
【配布と回収状況】

		配布数	有効回答数	有効回答率
未就学(保護者)	今回	1,000件	全体 439件	43.9%
			うち、紙 274件 うち、WEB 165件	27.4% 16.5%
	前回	1,000件	428件	42.8%
小学生(保護者)	今回	1,000件	全体 422件	42.2%
			うち、紙 244件 うち、WEB 178件	24.4% 17.8%
	前回	1,000件	447件	44.7%
合計	今回	2,000件	861件	43.1%
	前回	2,000件	875件	43.8%

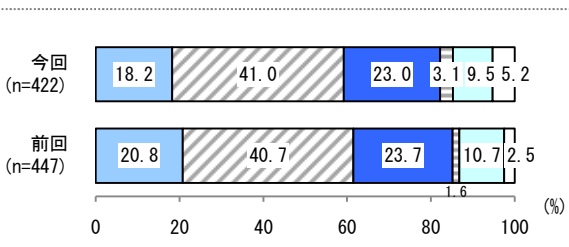
(2) 子育ての楽しさ

子育てに対する気持ちについては、未就学児童保護者・小学生保護者ともに、「とても楽しい」と「楽しい」を合わせた『楽しい』が大半を占めているものの、前回調査と比較すると、『不安・負担を感じる』がやや高くなっています。

【未就学児童保護者】



【小学生保護者】



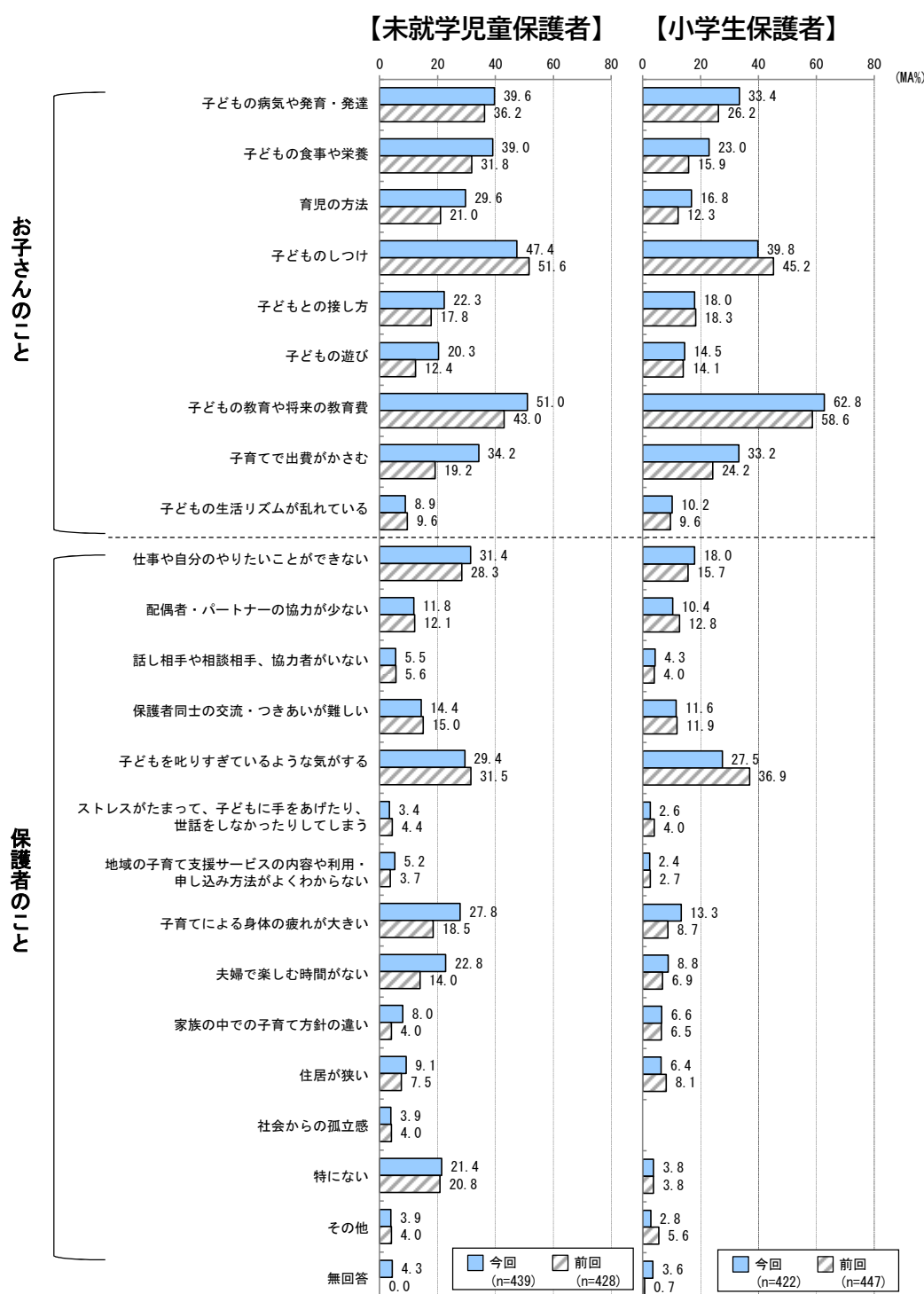
■ とても楽しい
 ■ 楽しい
 ■ 少し不安又は負担を感じる
 ■ とても不安又は負担を感じる
 ■ どちらとも言えない
 ■ 無回答

※前回調査：平成30(2018)年調査、前々回調査：平成25(2013)年調査(以降、同様)

(3) 日頃悩んでいることや不安に感じること

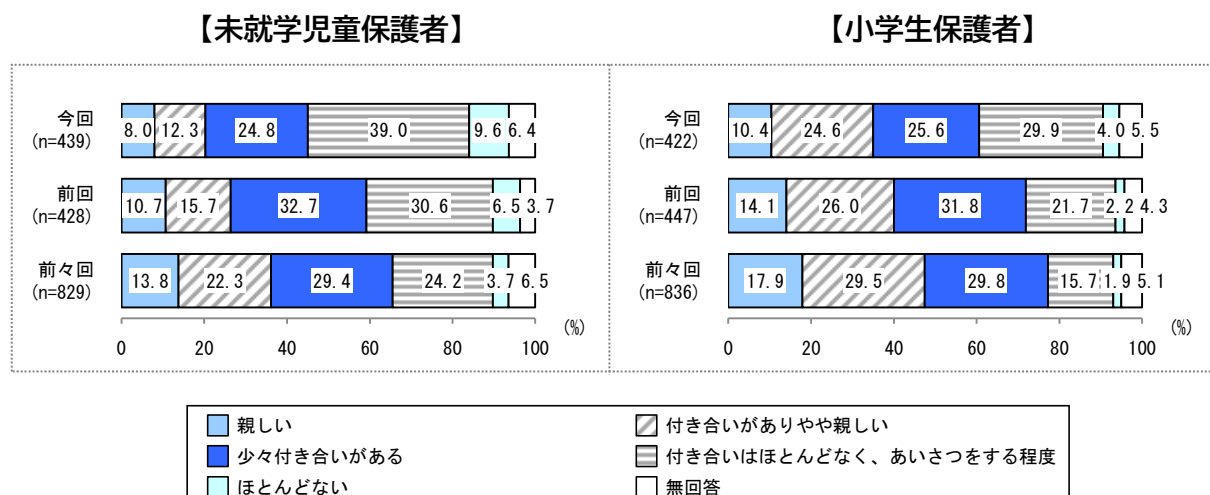
子育てで日頃悩んでいること、不安に感じることについては、未就学児童保護者・小学生保護者ともに、お子さんのことでは「子どもの教育や将来の教育費」が最も多く、次いで「子どものしつけ」となっています。前回調査と比較すると、未就学児童保護者・小学生保護者ともに、「子育てで出費がかさむ」が大幅に高くなっています。

保護者のことでは、未就学児童では「仕事や自分のやりたいことができない」、小学生児童では「子どもを叱りすぎているような気がする」が最も高くなっており、前回調査と比較すると、未就学児童保護者・小学生保護者ともに「子育てによる身体の疲れが大きい」が高くなっています。



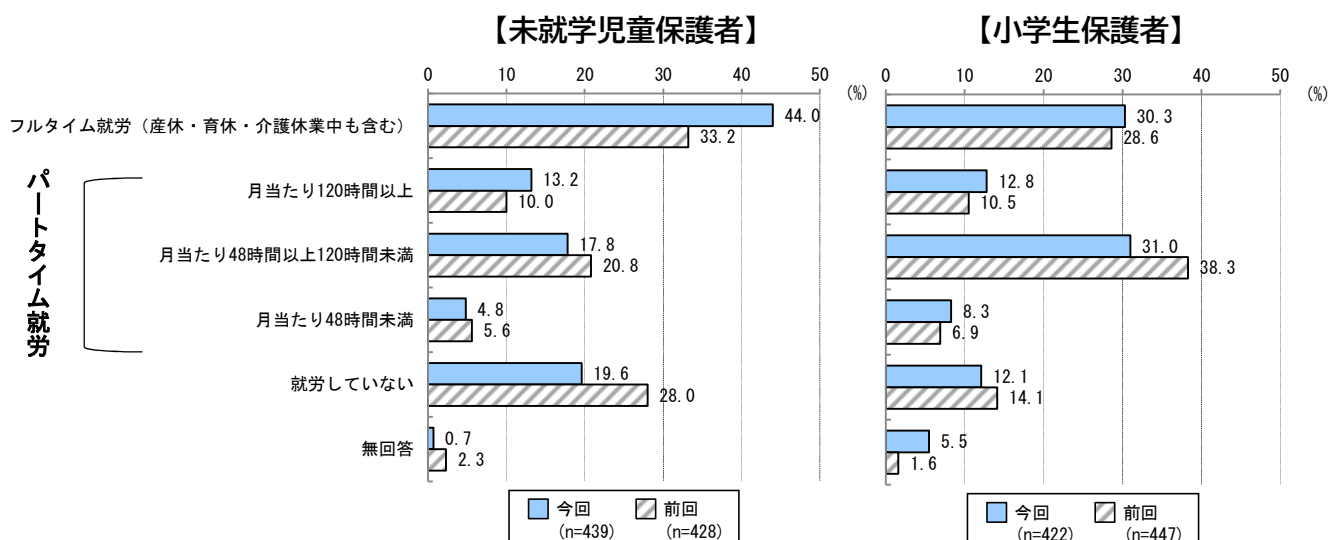
(4) 近所や地域の人々との付き合いの状況

ご近所や地域の人々との付き合いの程度については、未就学児童保護者・小学生保護者ともに、「親しい」、「付き合いがありやや親しい」、「少々付き合いがある」がいずれも低くなっており、年々付き合いが少なくなっている状況がみられます。



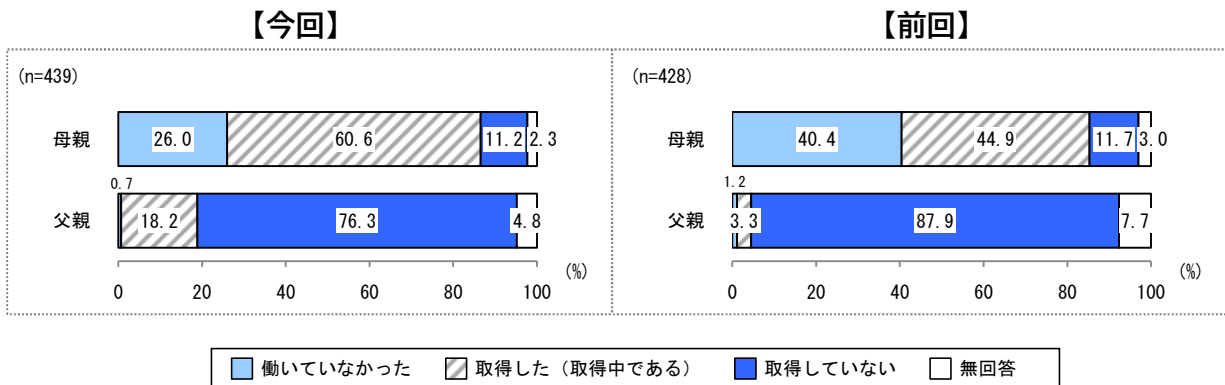
(5) 母親の就労状況

母親の就労状況については、未就学児童保護者・小学生保護者ともに、前回調査と比較すると、「フルタイム就労（産休・育休・介護休業中も含む）」や「月当たり120時間以上のパートタイム就労」が高くなっており、母親の就労率が高まっています。

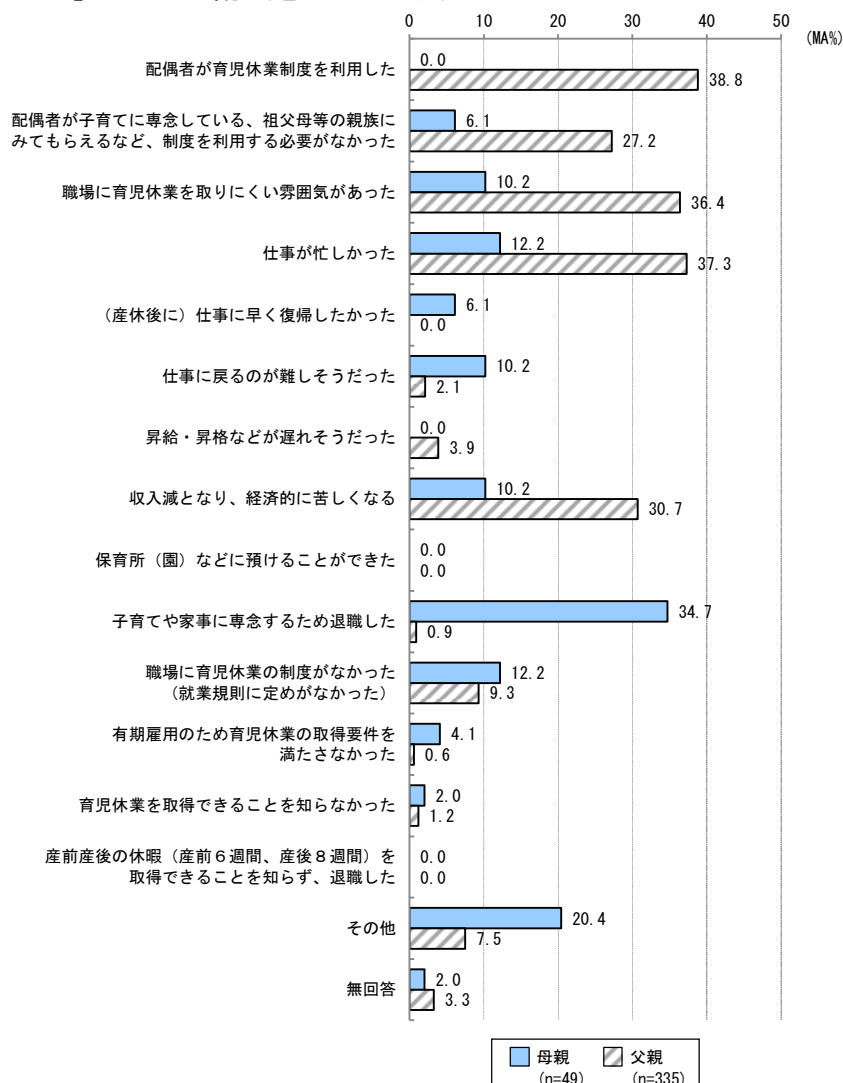


(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について（未就学児童のみ）

育児休業の取得有無については、「取得した（取得中である）」が母親・父親ともに前回調査と比較すると高くなっており、父親の育児休業の取得が進んでいるものの、取得率は母親が約6割に対して、父親は2割未満と、差がみられます。

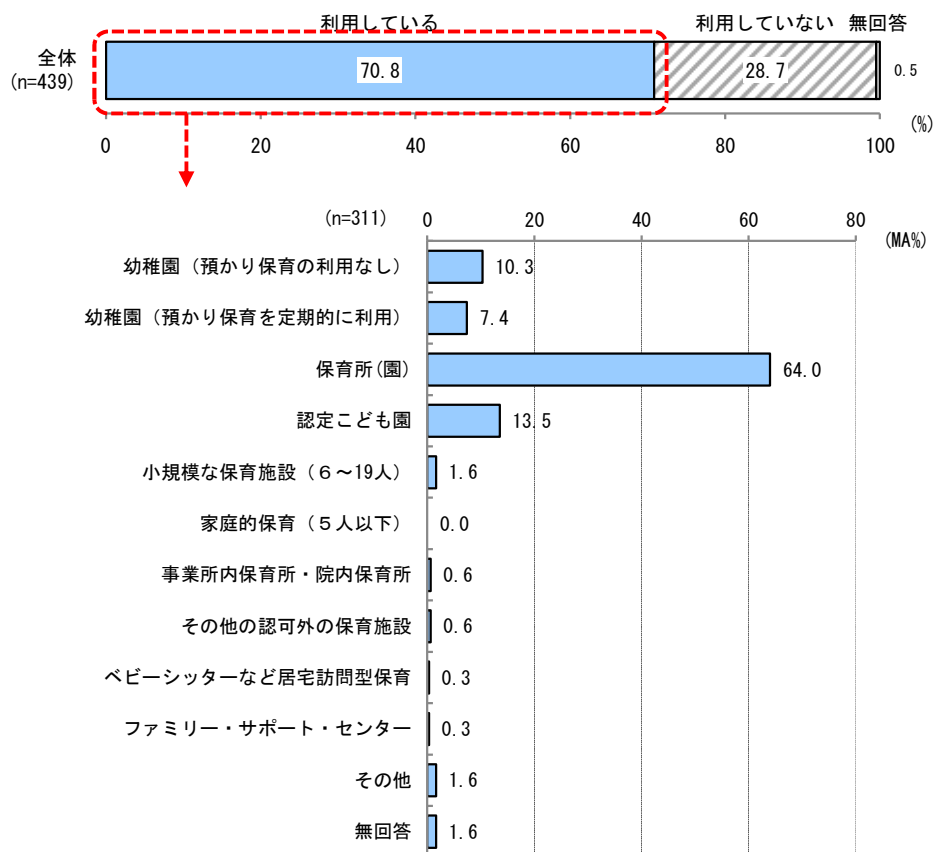


父親が取得していない理由では、「配偶者が育児休業制度を利用した」が最も多くなっているものの、「仕事が忙しかった」や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」なども3割を超えています。



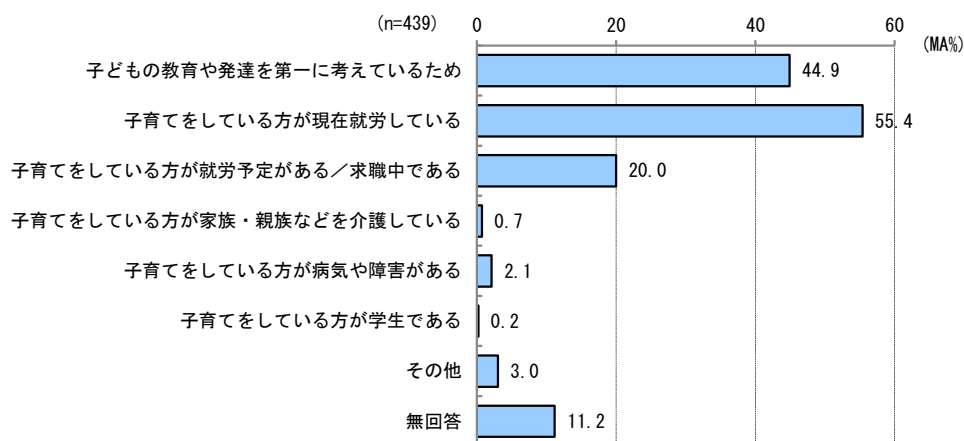
(7) 平日の定期的な教育・保育の利用状況について（未就学児童のみ）

幼稚園や保育所(園)などの現在の利用状況については、「利用している」が約7割となっており、そのうち6割以上が「保育所(園)」の利用となっています。



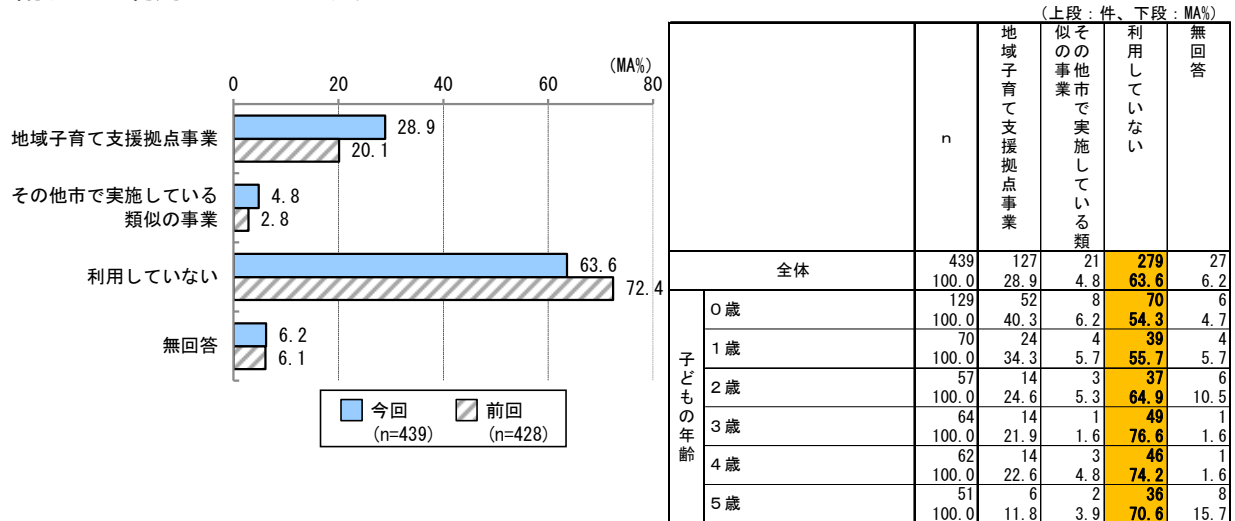
また、平日に定期的に教育・保育を利用したい理由については、「子育てをしている方が現在就労している」が半数を超えて最も多く、次いで「子どもの教育や発達を第一に考えているため」、「子育てをしている方が就労予定がある／求職中である」となっており、就労を理由として教育・保育の利用を望む保護者が多くなっています。

母親の就労率の上昇を踏まえると、今後も教育・保育の利用ニーズは高まっていくことが推測されます。

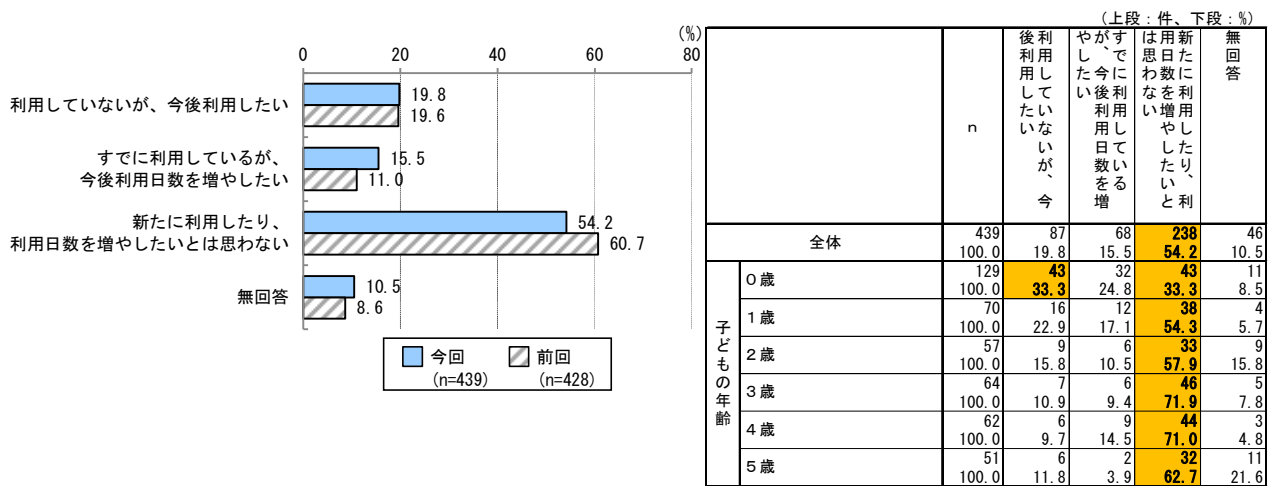


(8) 地域の子育て支援事業について（未就学児童のみ）

地域の子育て支援事業で利用している事業については、「利用していない」が6割を超えているものの、年齢別にみると、“地域子育て支援拠点事業”については、0歳では約4割、1歳では3割以上の利用がみられます。

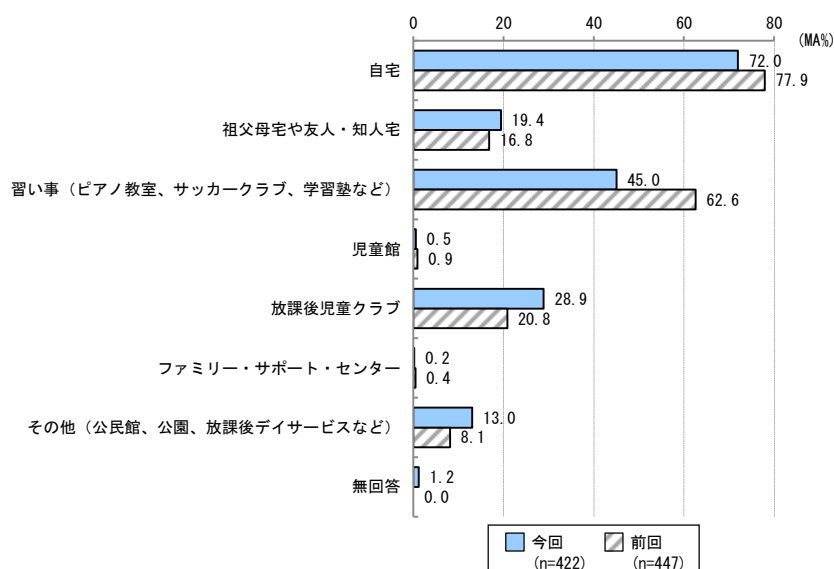


また、今後の利用意向についても、「利用していないが、今後利用したい」が0歳では3割以上、1歳では2割以上となっており、一定の利用意向がみられます。



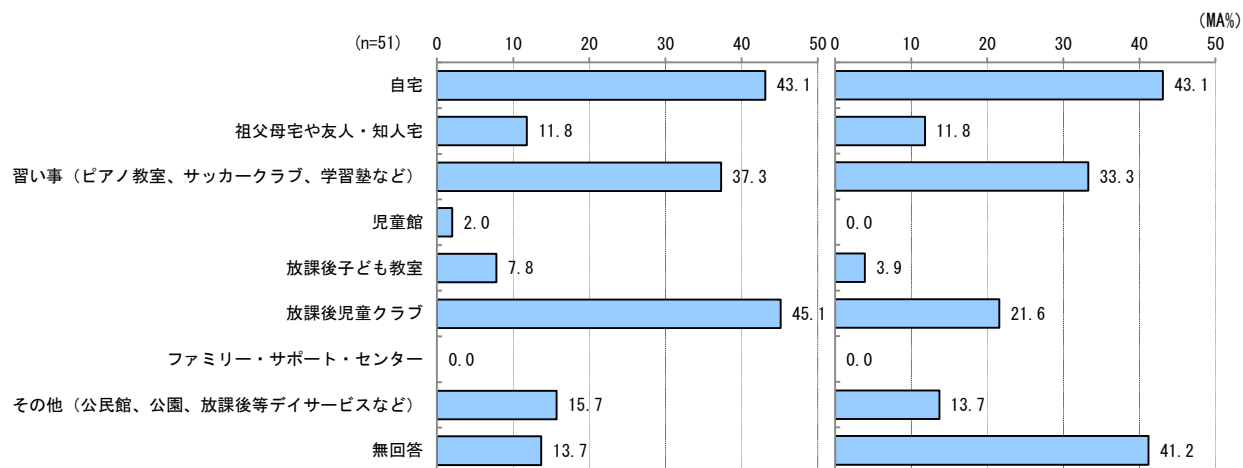
(9) 放課後児童クラブについて

小学生が放課後の時間を過ごしている場所については、「自宅」が7割を超えて最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」となっており、「放課後児童クラブ」は3割程度となっているものの、前回調査と比較すると8.1ポイント高くなっています。



未就学児童保護者の、子どもが小学校に入学した後の放課後を過ごさせたい場所をみると、「放課後児童クラブ」が低学年時では4割以上、高学年時では2割以上となっており、利用ニーズは高くなっています。

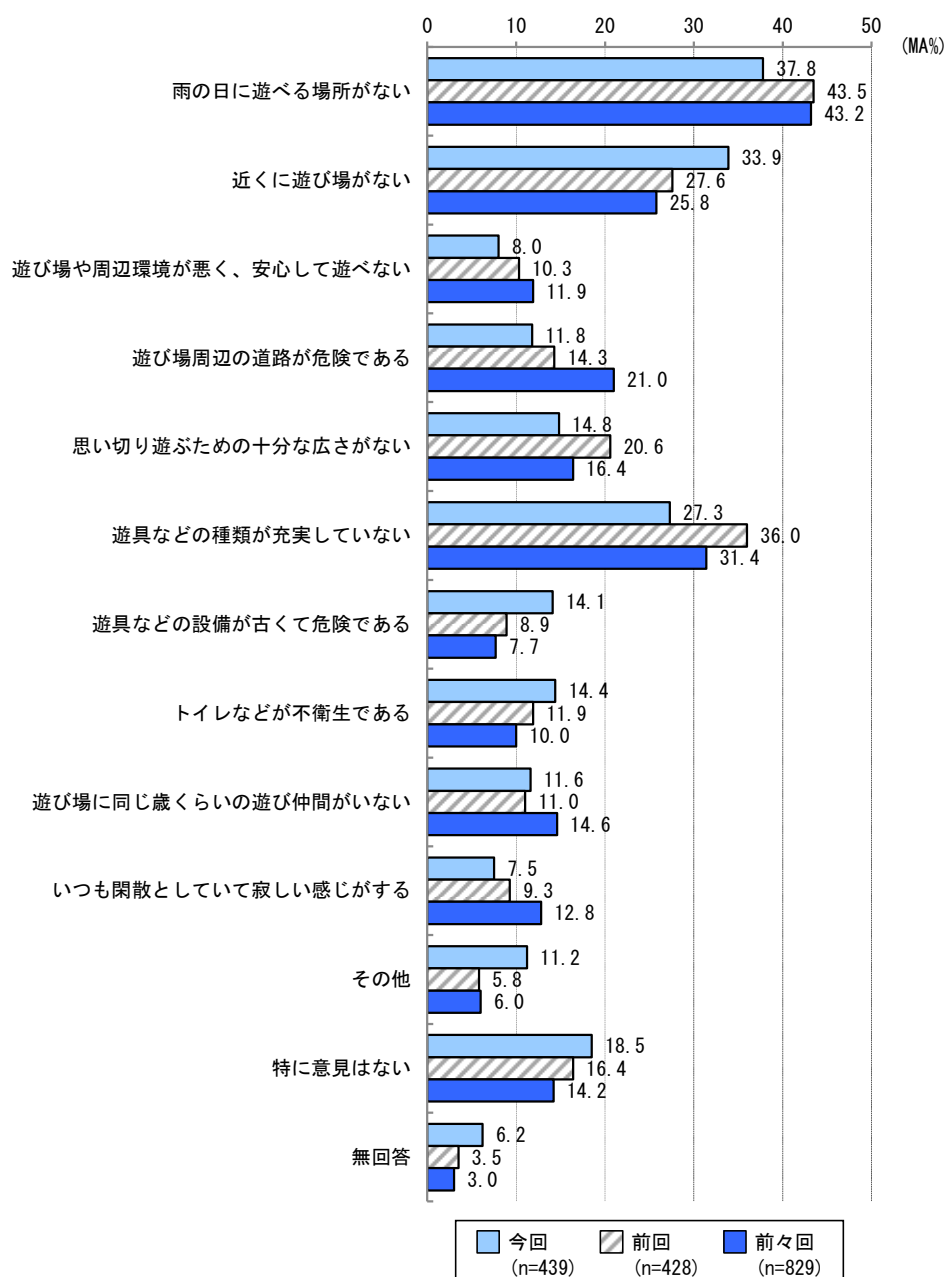
【低学年時（1～3年生）】 【高学年時（4～6年生）】



(10) あそびばで困ること・困ったこと（未就学児童のみ）

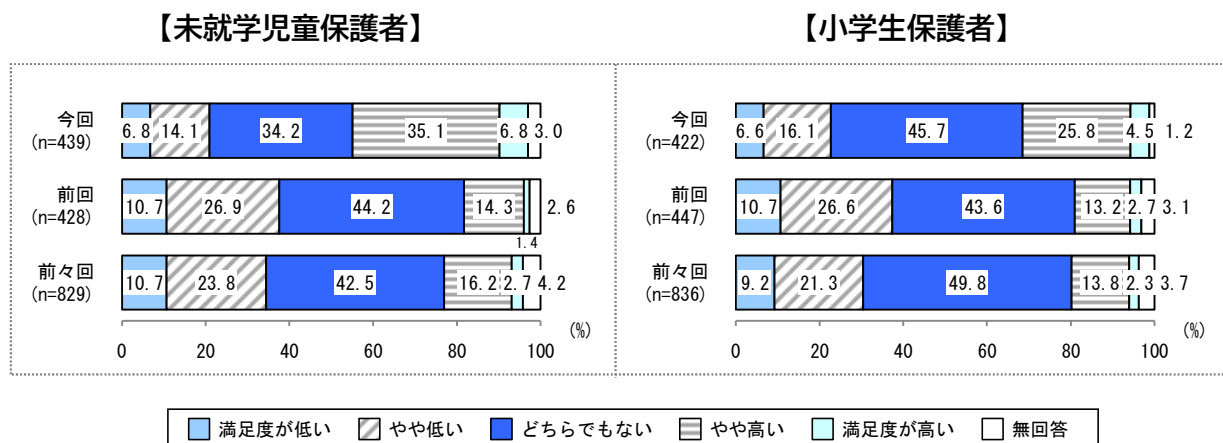
あそびばで困ること・困ったことについては、「雨の日に遊べる場所がない」が4割近くを占めて最も多く、次いで「近くに遊び場がない」、「遊具などの種類が充実していない」となっています。

前回調査、前々回調査と比較すると、「近くに遊び場がない」、「遊具などの設備が古くて危険である」、「トイレなどが不衛生である」は調査を重ねるにつれ、割合が高くなっています。



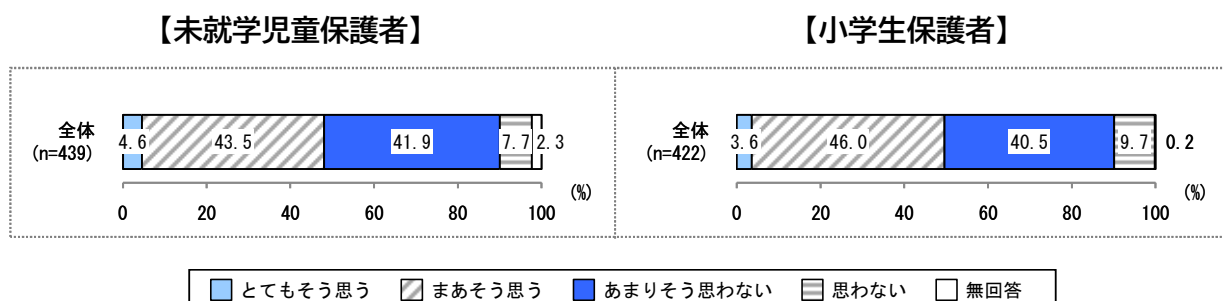
(11) 地域における子育ての環境や支援への満足度

子育ての環境や支援への満足度については、「満足度が高い」と「やや高い」を合わせた『高い』が、前回調査、前々回調査と比較すると高くなっています。



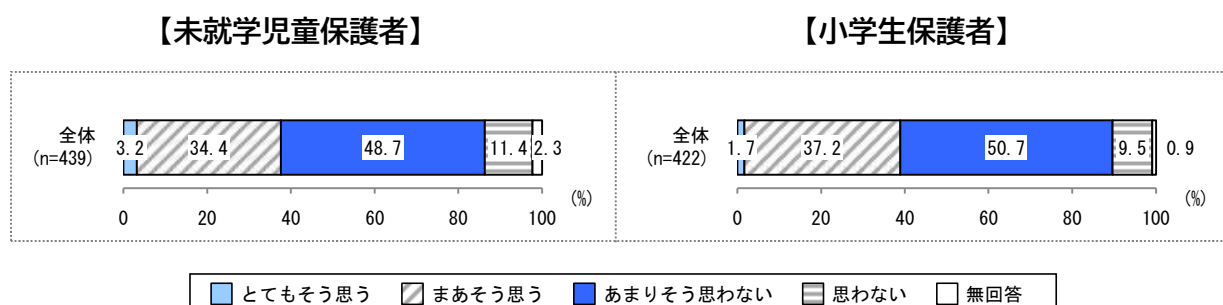
(12) 「子育てが地域で支えられている」と思えるか

「子育てが地域で支えられている」と思うかについては、未就学児童保護者・小学生保護者ともに、「とてもそう思う」と「まあそう思う」を合わせた『そう思う』は半数程度となっているものの、「あまりそう思わない」と「思わない」を合わせた『そう思わない』が『そう思う』をやや上回っています。



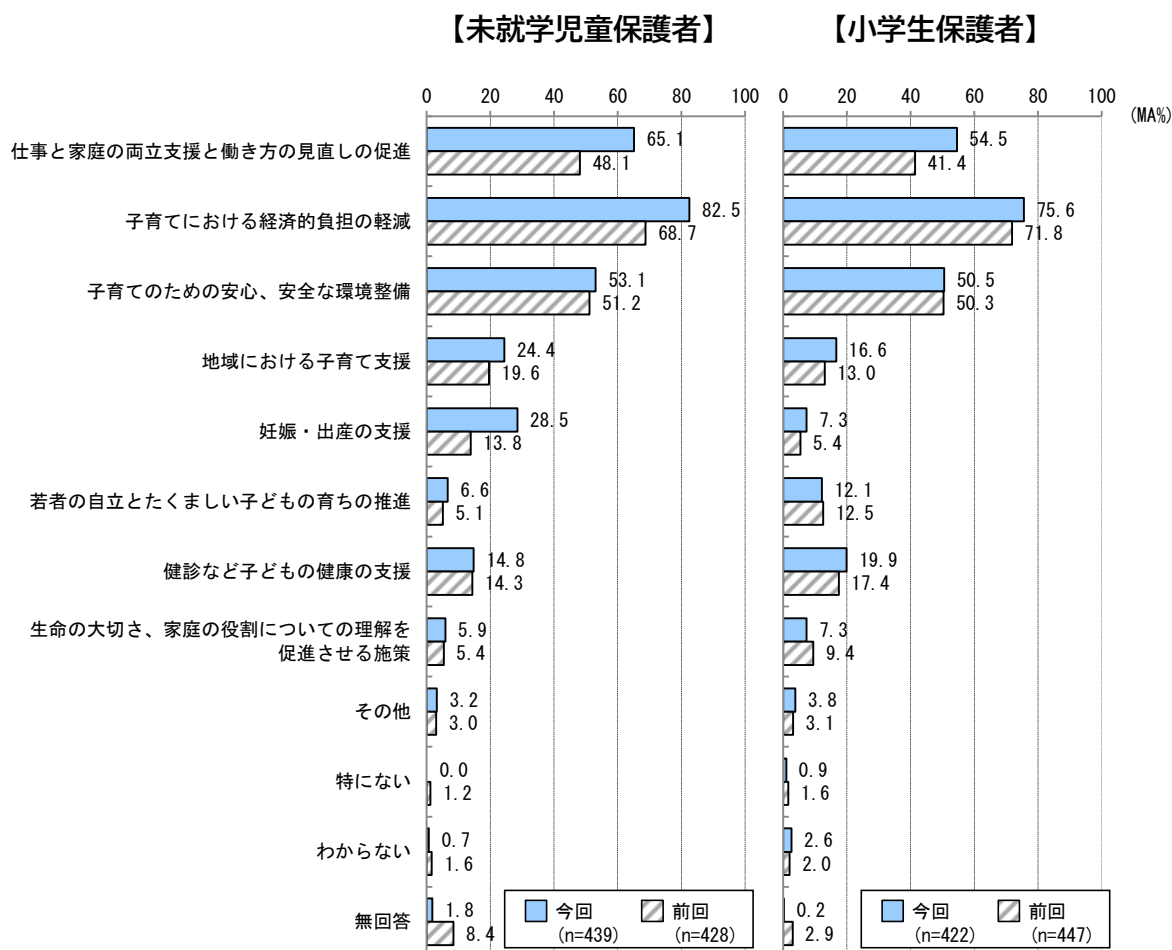
(13) 「家庭での子どもの生活習慣や自立心等を育む教育が支援されている」と思えるか

「家庭での子どもの生活習慣や自立心等を育む教育が支援されている」と思うかについては、未就学児童保護者・小学生保護者ともに、「あまりそう思わない」と「思わない」を合わせた『そう思わない』が6割程度となっています。



(14) 望ましい子育て支援施策

子育て支援施策に望むことについては、未就学児童保護者・小学生保護者ともに、「子育てにおける経済的負担の軽減」が最も多く、次いで「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」となっています。また、ともに前回調査と比べて高くなっています。



5 子どもの意見聴取からみられる現状と課題

(1) 調査の概要

亀岡市内の小・中・義務教育学校及び高等学校に通学する児童（小学校5年生及び義務教育学校5年生）、生徒（中学校2年生、義務教育学校8年生及び高等学校2年生）を対象としたWEBフォームによる意見聴取を実施し、計777件の有効回答を得ました。

調査種類	調査の対象	調査期間	実施方法
小学生	市内の小学校・義務教育学校5年生	令和6(2024)年 9月13日～ 9月30日	学校による配布 －WEB回答
中学生	市内の中学校2年生、義務教育学校8年生		
高校生	市内の高校2年生		

【配布と回収状況】

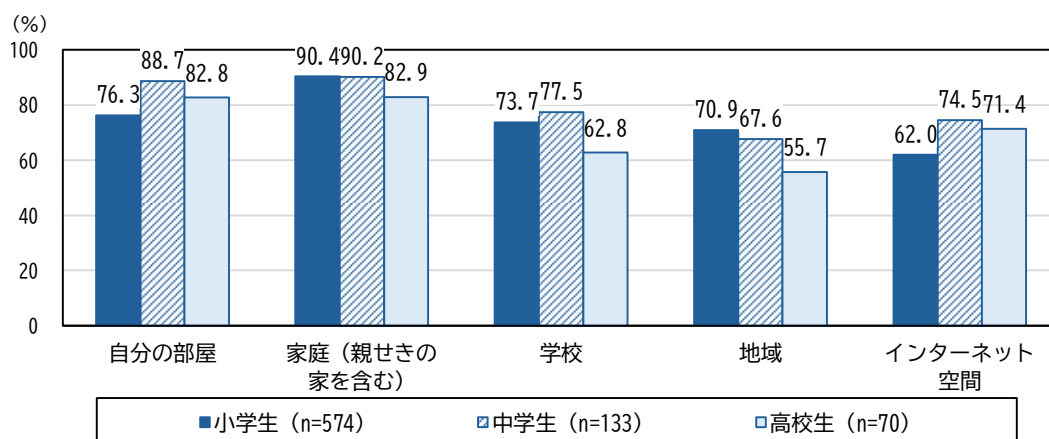
	対象者数	有効回答数	有効回答率
小学生	747名	574件	76.8%
中学生	806名	133件	16.5%
高校生	373名	70件	18.8%

※対象者数：令和6（2024）年5月1日時点の児童・生徒数

(2) 居場所について

小学生・中学生・高校生ともに「家庭（親せきの家を含む）」を居場所と感じている人が最も高くなっています。一方で、「家庭（親せきの家を含む）」や「地域」では、年代が高くなるにつれ居場所と感じている人が少なく、高校生では「学校」が6割程度、「地域」が半数程度となっています。

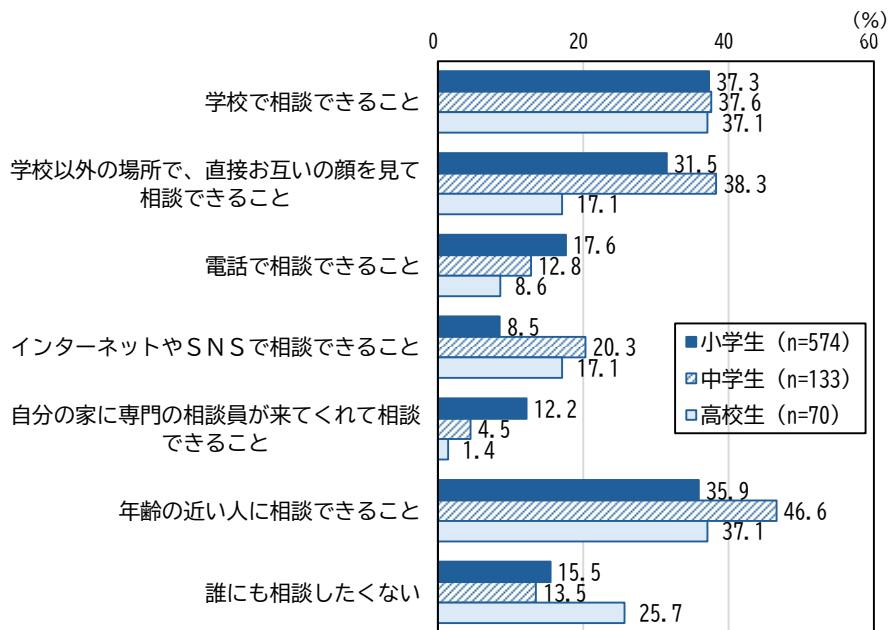
また、「インターネット空間」では、中学生・高校生で7割以上が居場所と感じていることがわかります。



※それぞれの場所について「自分の居場所と思うか」の質問に「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合

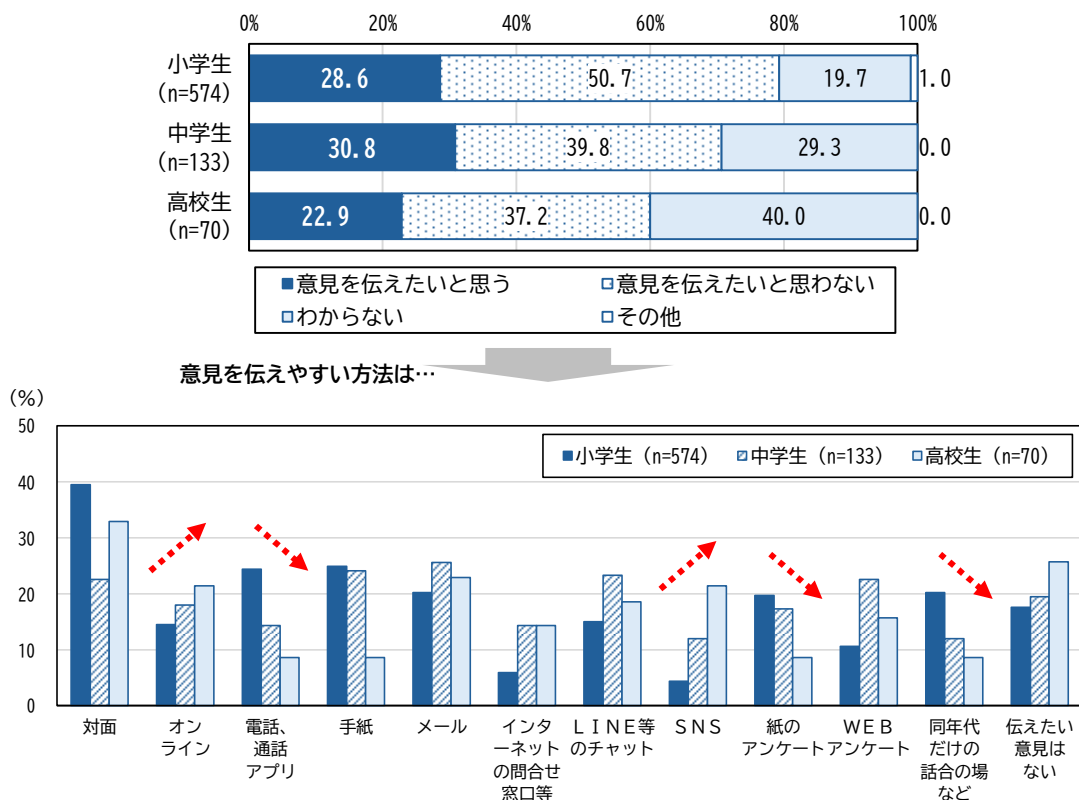
(3) 困っていることや悩みごとがあるときの相談方法

困っていることや悩みごとがあるときの相談方法では、小学生では「学校で相談できること」、中学生では「学校以外の場所で、直接お互いの顔を見て相談できること」、中学生では「年齢の近い人に相談できること」が最も高くなっており、年代によって相談先に求めることが違い、また、高校生では「誰にも相談したくない」が2割を超えて高くなっています。



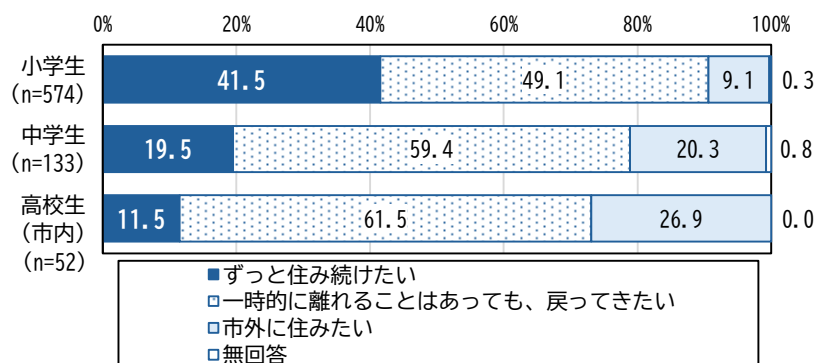
(4) 国・府・市の取組への意見表明について

国・府・市の取組への意見表明については、「意見を伝えたいと思う」が小学生・中学生では約3割、高校生では2割程度となっています。また、伝えやすい方法では、小学生・高校生では「対面」、中学生では「メール」が最も高くなっています。年代が高くなるほど「オンライン」や「SNS」などの回答が高く、「手紙」や「電話、通話アプリ」「紙のアンケート」などの回答が低くなっており、年代によって意見の出しやすい方法が変わることがわかります。



(5) 亀岡市への定住意向

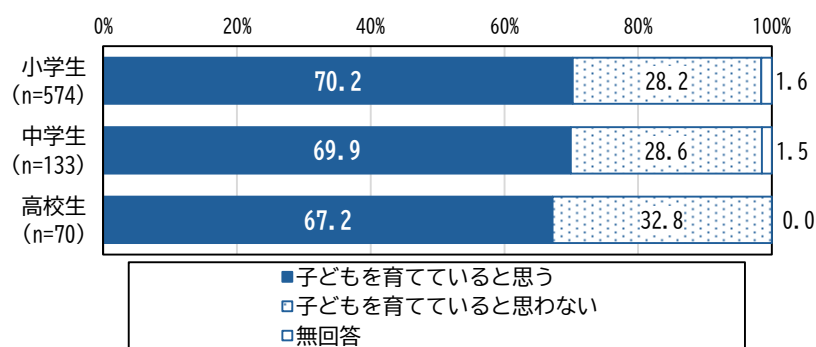
亀岡市への定住意向では、年代が低いほど「ずっと住み続けたい」の割合が高くなっており、小学生では4割を超えています。また、「一時的に離れることはあっても、戻ってきたい」と合わせた『亀岡市に住みたい』の割合は、小学生では約9割、中学生では約8割、高校生(市内居住者)では約7割となっています。



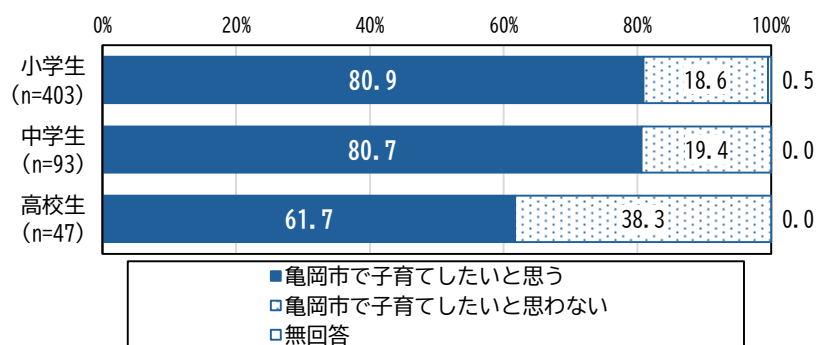
(6) 子どもを持つことについて

将来、子どもを持つことについては、年代が高くなるほど割合がやや小さくなっているものの、小学生・中学生・高校生ともに「子どもを育てていると思う」が7割程度を占めています。

また、このうち、亀岡市内での子育て意向については、小学生・中学生では「亀岡市内で子育てをしたいと思う」が約8割を占めています。

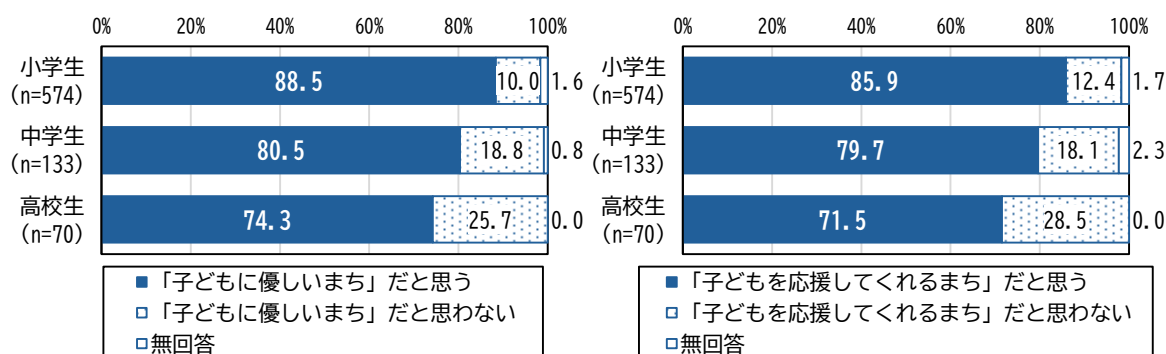


亀岡市での子育て意向は…



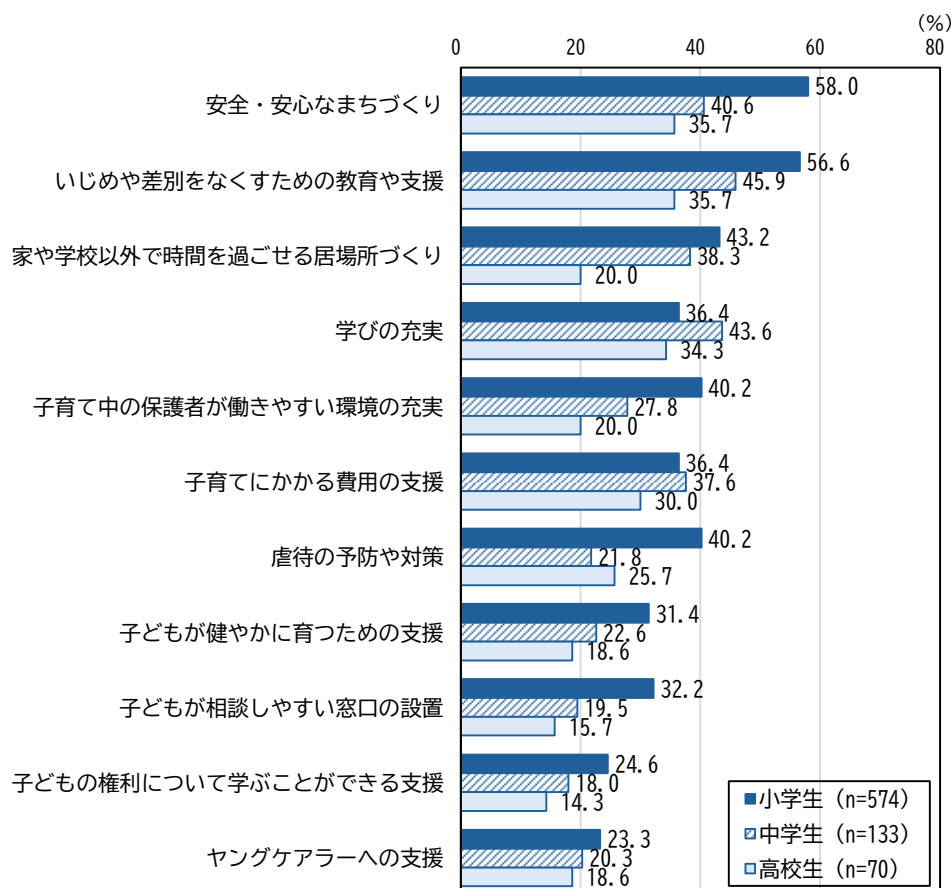
(7) 亀岡市への評価

「子どもファースト」宣言に掲げる“子どもに優しいまち”、“子どもを応援してくれるまち”としての評価は、小学生・中学生・高校生ともに、“子どもに優しいまち”の評価が高くなっています。また、どちらも年代が高くなるほど割合がやや小さくなっているものの、小学生では9割近く、中学生では約8割、高校生では7割程度が“子どもに優しいまち”、“子どもを応援してくれるまち”と評価しています。



(8) 亀岡市の取組の中で特に充実してほしいこと

亀岡市の取組の中で特に充実してほしいことでは、「安全・安心なまちづくり」や「いじめや差別をなくすための教育や支援」、「家や学校以外で時間を過ごせる居場所づくり」、「学びの充実」が上位項目として高くなっています。



6 第2期計画の進捗評価

第2期計画では、『市民の宝「かめおかっこ」の笑顔あふれるやさしいまち』を基本理念とし、6つの基本目標の達成に向けて、71施策・延べ114事業を推進してきました。

第2期計画の検証・総括については、延べ114の事業内容のうち、39事業（34.2%）が「A評価（順調）」、75事業（65.8%）で「B評価（概ね順調）」となっており、すべての事業で順調な進捗がみられました。

基本目標	事業数	評価			
		A (順調)	B (概ね順調)	C (不調)	D (終了)
基本目標1 地域ぐるみで子育てを支援する	23	8 34.8%	15 65.2%	0 0.0%	0 0.0%
基本目標2 子どもの健やかな成長を支援する	15	8 53.3%	7 46.7%	0 0.0%	0 0.0%
基本目標3 子どもの学びを支援する	20	5 25.0%	15 75.0%	0 0.0%	0 0.0%
基本目標4 子育てしやすい安全でやさしいまちづくり	13	5 38.5%	8 61.5%	0 0.0%	0 0.0%
基本目標5 仕事と子育ての両立を支援する	16	2 12.5%	14 87.5%	0 0.0%	0 0.0%
基本目標6 子どもを大切に作るまちづくり	27	11 40.7%	16 59.3%	0 0.0%	0 0.0%
合 計	114	39 34.2%	75 65.8%	0 0.0%	0 0.0%

第2期計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面や集会形式での講座や研修などが中止になることもありましたが、感染症対策を徹底するなど、さまざまな工夫をしながら実施継続に努めてきました。

また、令和3（2021）年には「ギャラリーあそびの森」、令和5（2023）年には木育ひろば「KIRI no KO」（きりのこ）など、ソフト面だけでなく、子どものあそびばなどのハード面での環境整備も進めています。

その他、令和4（2022）年8月の「子どもファースト」宣言より、所得制限を設けず、こども医療費の18歳までの拡大・無償化、保育料第2子以降すべて無償化など、さまざまな子育て支援策を実施しています。



「子どもファースト」宣言▶

7 本市における現状と課題のまとめ

(1) 地域における子育て家庭の孤立の解消

本市の人口は、転出者より転入者が上回るなど、社会増の傾向にある一方で、0～14歳の年少人口は減少傾向にあります。また、全国的に核家族化が進行しており、本市においても世帯数が年々増加する中、その内訳として核家族世帯と単身世帯が増加しています。

ニーズ調査では、保護者の子育てが地域で支えられていると思うかについては、『そう思わない』が『そう思う』をやや上回っており、少子高齢化や核家族化を背景に、子育て家庭の孤立状況もうかがえる結果となっています。子育てに関する不安や悩みの軽減に向けては、子育て中の親子が気軽に集うことができる機会の提供や、交流の促進が必要です。

(2) 相談体制の充実

ご近所や地域の人々との付き合いの程度については、未就学児童保護者・小学生保護者ともに、年々付き合いが少なくなっている状況がみられます。一方で、子育てで日頃悩んでいること、不安に感じることにについては、子どものことでは「子どもの教育や将来の教育費」や「子どものしつけ」、保護者のことでは「仕事や自分のやりたいことができない」や「子どもを叱りすぎているような気がする」が高くなっています。また、多くの項目で前回調査に比べて高い割合となっており、不安や悩みを感じている保護者が増えている状況がみられます。

子どもや子育てに関する悩みや不安の内容は多岐にわたっていることから、相談したいとき、どこに相談すればよいのかということをお悩みの人を適切な相談窓口や専門機関、必要に応じて適切な支援につないでいくことができるよう、効果的な情報発信や周知を図っていく必要があります。

(3) 潜在的な教育・保育ニーズへの対応

ニーズ調査では、共働き家庭の増加に伴い、保育所(園)や認定こども園の利用割合が増加するとともに、低年齢児からの保育ニーズも高まっています。

また、子育ての環境や支援への満足度については、「満足度が高い」と「やや高い」を合わせた『高い』が、前回調査、前々回調査と比較すると高くなっているものの、教育・保育提供施設側においては人員確保・配置の課題が依然としてあります。

母親のフルタイムでの就労意向の高まりがみられることから、今後も子育てサービスへのニーズはさらに高まっていくことが推測されます。また、近年では多様な働き方や多様な家族形態が増えていることから、子育て家庭の潜在ニーズにも対応した教育・保育サービスの提供量の確保に向けて、多様な受け皿の確保にも努めていく必要があります。

(4) 子育てと仕事の両立支援の充実

ニーズ調査では、前回調査に比べて母親のフルタイム就労の割合が増加しています。また、育児休業の取得状況をみると、前回調査に比べて父親の取得率は大きく増加しているものの、母親に比べると依然として低くなっています。父親が育児休業を取らない・取れない理由としては、「仕事が忙しかった」や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」など、子育てと仕事の両立支援に対する職場の理解が必ずしも十分でないことが推察されます。

子育て支援施策に望むことについては、未就学児童保護者・小学生保護者ともに、「子育てにおける経済的負担の軽減」が最も多いものの、次いで「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」となっており、前回調査と比べても高くなっていることから、企業や事業所における子育てと仕事の両立支援に対する理解の一層の促進が必要です。

(5) 安全・安心な子どもの居場所づくり

あそびばで困ること・困ったことについて、前回調査、前々回調査と比較すると、「近くに遊び場がない」、「遊具などの設備が古くて危険である」、「トイレなどが不衛生である」は調査を重ねるにつれ、割合が高くなっています。

また、子育て支援施策に望むことについて「子育てのための安心、安全な環境整備」の回答も高くなっており、子どもやその家族が気軽に利用でき、安全・安心に過ごせる施設や場所の充実が必要です。

(6) 誰一人取り残さない子育て支援の充実

近年では、児童虐待や子どもの貧困、不登校など、生まれ育った家庭やさまざまな事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない子どももみられ、子どもたちを取り巻く環境は深刻さを増しています。

また、障がいのある子どもや外国につながる（ルーツを持つ）子ども、ひとり親家庭をはじめとする配慮が必要な家庭、さらに、本来大人が担うと想定されている家事や幼いきょうだいや日本語の分からない保護者などの家族の世話などを日常的に行う「ヤングケアラー」となっている子どもなど、困難な状況にある子どもや家庭もみられます。

本市に暮らすすべての子どもたちが、生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持つことができる社会を実現するため、子ども本人だけでなく、その家庭も含めた見守りや支援を行っていくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、第1期計画及び第2期計画が掲げた「子育て」と「子育て」をまち全体で引き続き応援する計画であると同時に、すべての子どもの育ちとすべての子育て家庭の支援を行い、妊娠・出産から子育てまで切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが安全・安心で健やかに成長することができる環境を整備し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくことを目指すものです。

また、本計画は、「亀岡市子ども・子育て支援事業計画」の第3期計画であり、第2期計画の取組をさらに発展させる後継計画的な性格を有するものであることから、本市における子ども・子育て支援の基本理念については、第1期計画及び第2期計画の基本理念を継承するとともに、「子どもファースト宣言」に掲げる子どもを本気で応援するまちへ、子育て支援対策を加速度的に進めていくために、次のように設定します。

【基本理念】

すべての子どもたちが光り輝く 笑顔あふれるまち



2 基本的な視点

(1) 子どもの視点

子どもは、次代の社会を担うわがまちの未来、ひいては日本の未来そのものであり、子どもを応援することが持続可能な輝かしい世界につながります。そのためにも、子どもは家族の下に養育されながらも、自立した個人として、家族の一員としてのさまざまな役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。その上で、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して等しく健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、子育てを支えていくことが必要です。

子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については、良質かつ適切な内容及び水準を確保し、学びや遊びを通じて心身ともに子どもの健やかな発達が保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取組を進めます。

(2) 家族の視点

子ども・子育て支援とは、家庭を基本として行われ、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。

そのために、親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次世代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高め、子育てに優しいまちづくりに取り組みます。

(3) 地域の視点

「すべての子どもと子育て家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような、まち全体で子どもを応援する仕組みづくりに取り組みます。

(4) まちづくりの視点

子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じて、妊娠・出産期から幼児期の保育・学童期から思春期にかけての学校教育に至るまで、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。

また、子どもの権利を尊重し、守るための取組を進めるとともに、子どもや子育てに関わる人々の意見を聴き、対話しながら、すべての子どもたちが健やかに暮らし、生まれ育った家庭の事情等に左右されることなく、夢と希望を持って成長できる子どもに優しいまちづくりに取り組みます。

3 基本目標

基本目標1 地域ぐるみで子育てを支援する

子どもを産み育てることを、地域社会として尊重し、子どもたちが未来へ向かってのびのびと自分らしく育つ過程を支援していく環境づくりを進めることにより、地域における「子育て文化」の醸成、充実を進めます。

すべての子育て家庭が安心して子育てができるように、地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てを地域で支える環境づくりに向けた関係機関との連携により、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるよう、地域ぐるみで子育てを支えるネットワークづくりに取り組みます。

基本目標2 子どもの健やかな成長を支援する

安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが心身ともに健やかに成長できるように、保健・医療、福祉及び教育の各分野の連携を図りつつ、母子保健の充実及び親や家庭の健康づくり支援などの充実に努めるとともに、妊娠期から子育てに至るまで、ライフステージに合わせた切れ目のない支援体制の整備により身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちづくりに取り組みます。

基本目標3 子どもの学びを支援する

次代の担い手である子どもたちが、その成長とともに豊かな心と体を育んでいくために、さまざまな学習の機会や自然体験・社会体験などの体験を保障する中、さまざまな人々と交わり・ふれあうことで、自ら学び、考え、行動できるように、「生きる力」を育む教育環境の充実に取り組みます。

また、子育てを行っている親とともに、これから親になっていく若い世代が、家族や家庭の大切さ、子どもを産み育てることの意義を理解できる環境づくりを進め、家庭や地域の教育力の向上を目指した持続可能な取組の推進を図ります。

基本目標4 子育てしやすい安全でやさしいまちづくり

自然環境に恵まれた亀岡のまちで、安全・安心を感じることでできる環境となるように、子どもや子育て家庭が身近な場所で安心して遊ぶことでできる居場所づくりや、安心して外出できる生活環境の整備を進めます。

また、地域住民との協働のもとで、安全で安心して暮らせる「セーフコミュニティ」に取り組むまちとして、子どもを交通事故や犯罪から守り、地域で健やかに育つことのできるような安全・安心な環境づくりを進めます。

基本目標5 仕事と子育ての両立を支援する

男女がともに仕事と子育てを両立できるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進に向けて、事業主や地域住民への広報・啓発の推進に取り組みます。

さらに、仕事と子育ての両立を応援するために、多様な働き方に対応した保育サービスなどの充実を図ります。

基本目標6 子どもを大切に作るまちづくり

子どもを個人として尊重し、子どもが幸せに育つ権利を脅かす児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどの問題に対して、早期に発見し適切な対応がとれるように、さまざまな関係機関の連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭や貧困家庭、障がいのある子どもと家庭への支援など、配慮が必要な子どもや家庭に対し、子どもの心身ともに健やかな育成が保障される支援体制の充実に努めます。

4 目指す数値目標（アウトカム指標）

本計画では、個別事業の進捗状況を確認するとともに、計画全体の成果を点検・評価するための全体目標（アウトカム指標）を設定します。

成果指標		実績値 令和6年 (2024)	目標値 令和11年 (2029)
地域における子育ての環境や支援に満足している保護者の割合 (満足度が高い+やや高い)	就学前	41.9%	50%以上
	小学生	30.3%	40%以上

上記目標値を設定し、本計画の基本理念である「すべての子どもたちが光り輝く 笑顔あふれるまち」に向けて、行政や子ども・子育て関係機関だけでなく、すべての年代の市民や地域、企業・事業所などが一体となって「地域まるごと子育て支援」を進めていきます。

5 施策の体系

すべての子どもたちが光り輝く
笑顔あふれるまち

基 本 目 標	基本施策
1 地域ぐるみで子育てを支援する	(1) 地域における子育て支援体制の充実 (2) 子育てに関する各種情報の提供、相談体制の充実
2 子どもの健やかな成長を支援する	(1) 子どもや家族の健康の確保 (2) 妊娠期からの切れ目のないライフステージを通じた支援の推進
3 子どもの学びを支援する	(1) 子どもの個性を大切にした教育の充実 (2) 家庭や地域の教育力の向上 (3) 次代の親の育成支援
4 子育てしやすい安全でやさしいまちづくり	(1) 子育てを支援する生活環境の整備 (2) 安全・安心な子どものあそびば・居場所づくりの支援
5 仕事と子育ての両立を支援する	(1) 働き方の見直しに向けた広報・啓発などの推進 (2) 保育所(園)・こども園などの整備・充実 (3) 多様な保育サービス提供体制の確保
6 子どもを大切にするまちづくり	(1) すべての子どもの権利と育ちを応援するまちづくりの推進 (2) 児童虐待・ヤングケアラーの発生予防、早期発見・対応、自立支援 (3) 配慮が必要な子どもや家庭への支援

第4章 目標実現のための施策の展開

基本目標1 地域ぐるみで子育てを支援する

(1) 地域における子育て支援体制の充実

地域子育て支援拠点事業やファミリー・サポート・センター事業など、地域において子育てを支援する体制の充実に取り組むとともに、地域における子育て支援ネットワークづくりや人材育成に努め、地域ぐるみで子どもや子育て家庭を見守る体制づくりを行います。

また、活動意向のある人たちが気軽に子育て支援活動に参加できる機会を確保することや、多様な形態による活動展開への支援により、今後も、多様な活動が広がり継続されていくための支援を行います。

取組項目・事業	内 容
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターを子育て支援の中核施設として、ひろば事業、つどい事業、相談事業や情報提供事業などの取組を行い、コーディネート機能の充実を図ります。
	保育所(園)・認定こども園・幼稚園において、地域に密着した子育て支援拠点としての機能活用を図ります。
	地域の子育て支援機能として、子育て支援団体による子育て支援拠点事業「ひろば型」を行います。
かめおかっこ出前ひろば事業	地域における身近な場所で、親子が集い、親子の遊びや親同士の交流が図れるよう、出張ひろばとして「かめおかっこ出前ひろば」を開催します。
園庭開放・学校開放	親子が遊ぶことのできる場として、保育所(園)・認定こども園・幼稚園・学校などにおける園庭開放・学校開放を推進します。
ファミリー・サポート・センター事業	地域における子育ての相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の充実のために、会員登録者の増加と援助活動の促進に努めます。
子育て支援ネットワークづくりや活動促進	市内の各地域で子育て支援活動に従事されている子育てサークルなどに対し、必要な活動支援を行うとともに、子育て支援の関係機関が情報交換や仲間づくりを地域で活発に行うことができるように支援することにより、子育て支援活動関係者のネットワーク化や人材育成、情報発信を進めます。
地域ぐるみで子どもを守り育てる活動の推進	地域子ども出迎えデーの取組を促進し、地域の子どもの地域ぐるみであたたかく見守る雰囲気づくりに努めます。
「こども誰でも通園制度」の導入に向けた検討	親が就労していなくても時間単位などで保育所(園)等に子どもを預けられる「こども誰でも通園制度」について、先行モデル事業の実施事例の収集・研究を行います。

(2) 子育てに関する各種情報の提供、相談体制の充実

妊娠期から子育て期に関わるサービスや情報を掲載した「かめおか子ども・子育てハンドブック」やSNSを活用し、妊娠・出産・子育てに関する各種情報提供に努めます。

また、育児相談や家庭児童相談、地域での民生委員・児童委員による子育て相談支援活動など、子育てに関する相談体制の充実を図るほか、複雑・複合的な課題を抱える世帯には、分野横断的な支援体制の中で連携しながら重層的な支援を実施します。

取組項目・事業	内 容
子育てに関する情報の提供	すべての子育て家庭が、子育てに関する必要な情報が得られるよう、子ども・子育てハンドブックの作成のほか、SNSなどを活用した子育て支援サービスに関する情報提供の充実に努めます。
子育てに関する相談体制	こども家庭センター機能をはじめ、各種相談事業により、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行うことにより、子育ての不安や負担の軽減に努めます。 子育て支援センターや保育所(園)、認定こども園、幼稚園などの子育て相談事業の充実を図り、身近な場所で気軽に相談できる体制を整備します。また、地域のニーズをみながら、定期的な出張相談など、相談の敷居が低く、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすための手法についても検討します。 複雑・複合的な課題を抱える世帯には、分野横断的な支援体制の中で連携しながら重層的な支援を実施します。 民生委員活動などへの援助・協力体制の充実に努め、主任児童委員、民生委員・児童委員などによる地域での子育て支援活動の促進に努めます。 子どものいる生活に対して不安や負担を感じている妊婦や出産後の家庭に対して、地域での相談体制の充実に努めます。
子育てに関する関係機関との連携	それぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、こども家庭センターをはじめとする子育て支援に関わる関係機関において事業内容や課題等について情報共有を図り、相互の連携を推進します。
利用者支援事業	子育て中の親子が集まりやすい場所に「利用者支援専門員」を配置し、教育・保育施設などの円滑な利用に向けて、利用者の個別ニーズに応じた支援を行うとともに、関係機関との連絡・調整、連携、協働に努めます。
乳幼児教育センター事業	乳幼児保育・教育施設の職員のスキル向上や、各児童の特性に応じた発達支援と不安を抱える就学前児童の保護者に寄り添い、小学校へのスムーズな接続につなげることにより、乳幼児期から小学校期へのスムーズな接続、また発達障がいに対する子どもと保護者への支援体制づくりを進めます。

取組項目・事業	内 容
幼児教育アドバイザーの配置の検討	幼稚園、保育所(園)、認定こども園などを通して幼児教育・保育のさらなる質の向上を図るため、各施設を巡回して助言などを行う幼児教育アドバイザーの配置について検討します。
婚活支援事業	少子化対策として実施される「婚活支援事業」に関して、情報提供や広報等による協力を行います。

基本目標２ 子どもの健やかな成長を支援する

(１) 子どもや家族の健康の確保

子どもやその保護者の健康の確保・増進に向けて、保健・医療、福祉及び教育の各分野の連携による母子保健の充実や健康づくり支援などの充実に努めます。

また、若い世代へのリプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念の普及やプレコンセプションケアの啓発など、早い段階から正しい知識を得ることで、次世代を担う未来の子どもの健康の可能性を広げます。

取組項目・事業	内 容
乳幼児健康診査事業	乳幼児の健康管理や病気などの早期発見、成長・発達などのための健康診査を実施し、保護者に対する適切な支援を行います。また、乳幼児において健全な歯の育成に努めます。
妊娠期からの支援の推進	妊婦の健康診査の受診や教室への参加を促進し、健やかな妊娠・出産時の適切な対応を行うことができるように取り組みます。また、支援の必要な妊婦については、医療機関や地域の関係機関と連携し、出産後の支援につなげます。
	経済的支援と合わせた伴走型相談支援を実施し、妊娠届出時面談や出産前面談、出産後の訪問などにより、妊婦や児の健康状態や養育環境を確認し、個々の家庭に寄り添った必要なサービスにつなぎます。
産後相談・ケア事業	出産後の母親の身体的な回復や心理的な安定を促進し、母子とその家族が健やかに育児できるよう、医療機関等と連携を図りながら支援します。
食育の推進	乳幼児健診や離乳食教室などでの情報提供や意識啓発に努め、発達段階に応じた指導を推進します。
	「オーガニックビレッジ」を宣言した本市ならではの取組として、有機米をはじめとした給食における地場産物の活用、菜園活動などを通じて、「食」に関する指導を継続して進めます。
思春期保健対策の推進	性と生殖に関して自ら判断・決定し健康管理ができるように、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念普及と性や生命についての正しい知識の普及に努めます。

(2) 妊娠期からの切れ目のないライフステージを通じた支援の推進

亀岡市保健センター「BCome+」を中心に、子育てに関する各種手続きや相談のワンストップ窓口体制を整備するなど、妊娠期からの切れ目のない支援体制の整備を推進します。

また、地域の子育て支援サービスの整備・充実とともに、経済的負担の軽減など、すべての子どもが地域で安心して、等しく健やかに育つことができる環境づくりを推進します。

取組項目・事業	内 容
ワンストップ窓口体制の整備	妊娠から出産、子育てに至るまで、切れ目のない支援に対応できるよう、「BCome+」のワンストップ機能を活用するとともに、こども家庭センター機能の活用等による相談窓口支援体制の強化を図ります。
訪問事業	妊産婦や新生児、乳幼児の家庭を訪問し、親子の心身の健康状態や養育状況を把握した上で、必要な助言などを行い、子育ての情報提供や健全な成長・発達への支援に努めます。
相談・教室事業	妊産婦や育児・発達などの相談事業や、パパママ教室、離乳食教室などの教室事業の充実に努めます。
親子の保健に関する情報の提供	妊娠・出産、乳幼児期に応じた情報の提供に関して、市のホームページやSNSなどを活用した効果的な発信強化に努め、子どもの健全な成長・発達への支援及び子育て中の親の健康づくりに継続して取り組みます。
経済的負担の軽減	健やかな妊娠と出産を迎えられるように、妊産婦健診や新生児への検査・健診等に要する費用の公費負担に努めます。
	経済的負担の軽減を図るため、不妊及び不育症治療を受けられた夫婦に対して、その治療費の一部を「不妊及び不育症治療費助成金」として支給します。
	子育て家庭が安心して子どもの医療を受けられるように、0歳児から18歳までを対象に「こども医療費助成制度」による助成を行い、保険診療に係る自己負担分を無償とします。また、国や京都府に対し、統一的な制度として実施されるよう引き続き要望していきます。
	経済的な理由で就学が困難な家庭の保護者負担を軽減し、児童生徒の学びの機会均等を図るとともに、支援が必要な家庭に確実に支援ができるよう支援制度の周知・充実に努めます。

基本目標３ 子どもの学びを支援する

（１）子どもの個性を大切にした教育の充実

一人ひとりの発達や成長の状況に応じ、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな学習の推進を行うとともに、さまざまな課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力そのほかの能力など、将来の自立に向けた「生きる力」を育む教育を充実します。

取組項目・事業	内 容
確かな学力を育む教育の推進	子どもが自ら学び、考え、主体的に判断しようとする意欲を引き出しながら、基礎・基本を徹底し、学力の充実・向上を図り、一人ひとりの個性を伸ばす教育の推進に努めます。
特別支援教育の推進	障がいのある児童生徒一人ひとりに応じた特別支援教育の推進のために、教育相談体制の充実、特別支援教育支援員の配置の充実、教職員の研修の充実、通級指導教室の設置、相談を重視した就学支援、関係機関の連携などの充実に努めます。
読書活動の推進	読書習慣を身につけるために乳幼児期から家庭や地域、学校における子ども読書環境の充実を図るため、ブックスタート事業や読み聞かせなど年齢に応じた取組を継続し、図書館・学校図書の充実に努めます。
保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小・中・義務教育学校の連携	保育所(園)・認定こども園・幼稚園と小学校、小学校と中学校が互いに連携し、多様な交流を図り、情報交換などをしながら、子どもの学びの連続性を支援します。 すべての就学前児童に対し、幼児教育の機会を提供するため、認定こども園の整備・運営について検討を進めます。
豊かな学びを支える教育環境整備	児童生徒が安全・安心な環境で学ぶことができるように、校舎の長寿命化や大規模改修を計画的に進めるとともに、良好な学習環境づくりに継続して取り組みます。 ＩＣＴ機器の活用により、子どもたち一人ひとりの学び意欲や関心を向上させるため、必要な教材備品等の保守・整備を進めます。 安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい学校給食の充実を図ります。また、中学校選択制デリバリー弁当のメニューの改善や食物アレルギーに関する情報の収集及び研究に努めるとともに、中学校給食の実施についても調査・研究を推進します。
亀岡型自然保育の実施	子どもたちの好奇心や創造力を刺激し、豊かな感性を育むため、戸外での自然体験活動を積極的に取り入れた亀岡型自然保育の推進に努めます。

取組項目・事業	内 容
国際交流・理解の推進	教育プログラムや留学生との交流事業の実施など、異文化との交流や体験を通じて豊かな国際感覚を養う機会づくりを充実させます。
	外国語指導助手の派遣など、さまざまな言語・歴史・文化にふれる機会を通じて、国際理解を深めたグローバルな人材育成を推進するとともに、外国人児童生徒教育支援員を配置するなど、支援体制を整備します。
地域資源を活かした体験・環境学習の推進	京都サンガF.C.ホームスタジアムのあるまちとして、プロスポーツが行われるフィールドでの活動の体験の機会を創出し、夢や希望、シビックプライドを育むとともに、地域資源を活かした多様なスポーツ活動を推進します。
	本市の豊かな自然を生かした特色ある自然体験型のふるさと学習の充実を図るとともに、「世界に誇れる環境先進都市」の実現に向けた環境学習を促進します。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

子どもの成長には、世代を超えた多くの人たちとのふれあいが大切です。家庭の教育力の向上に向けた情報提供などの取組を進めるとともに、児童の健全育成に参加意欲のある地域の人材や多様な地域資源の活用を図りながら、学校・家庭・地域が協力・連携し、多世代での交流や集いの場づくりに努めます。

取組項目・事業	内 容
家庭教育の支援	子育ての基本は家庭にあるとの認識を持って、保護者が子育てをできるように、家庭が果たす役割について、さまざまな機会を通じて啓発に努めるとともに、家族の参加による子育て体験活動などの子育てに関する情報提供などを推進します。
男女共同参画意識の啓発	子育てを母親だけが担うのではなく、父親の子育てへの関わりを高め、男女が互いに協力し、安心して子育てに関われるような啓発や講座などの学習機会の提供に努め、男女が共に子育てを楽しめるまちづくりを目指します。
地域学校協働活動推進事業	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、各種団体等の幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進します。
子どもの社会参加機会の充実	子ども自らがさまざまな社会的体験と社会貢献の機会が持てるよう、さまざまな体験活動への参加機会の充実に努めます。
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	青少年育成地域活動協議会などの地域住民組織を中心に、関係機関・団体との連携を強化し、青少年の健全育成に取り組みます。 SNSやインターネットの活用による有害情報の氾濫やネット犯罪の危険性を、子どもたちがしっかりと学び、理解を深めることができるように、学校及び家庭における情報モラルの指導に取り組むとともに、相談体制を強化します。

(3) 次代の親の育成支援

児童生徒の心身の健全な育成を促すとともに、人権教育や健康教育、乳幼児や妊産婦とのふれあいの機会を確保するなど、子どもを産み育てることや生命の大切さなどを学ぶことができる機会の確保に努めます。

取組項目・事業	内 容
教育相談事業	教育上の諸問題について、児童生徒、保護者、教職員などを対象として教育相談を行い、教育相談員などが専門的な立場から助言や援助を行うことにより、心身ともに健全な児童生徒などの育成を目指します。
性や生命に対する正しい知識の普及及び支援	児童生徒の健康教育の充実や発達段階に応じた性教育を推進するとともに、児童生徒が心理的負担なく学校生活を送ることができる環境を整備します。
健康教育の推進	児童・青少年期における薬物乱用防止教室などを実施し、健康に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。
子どもたちが乳幼児とふれあう機会の提供	子どもたちが乳幼児などとのふれあいを持つことで、人や命を思いやる心を育んでいけるように、乳幼児などとふれあう機会の提供に努めます。
平和・人権教育の推進	人権意識や命を大切にし、お互いの個性や価値観の違いを認めるなど、一人ひとりの人権尊重の態度や実践力の育成に取り組むとともに、子どもを産み育てることの意義に関する教育及び啓発を進めます。 「世界連邦・非核平和都市」を宣言した市として、啓発及び学習機会の提供により、平和・人権意識の向上を図ります。

基本目標4 子育てしやすい安全でやさしいまちづくり

(1) 子育てを支援する生活環境の整備

道路や公共施設における「子育てバリアフリー」の推進や子どもを交通事故や犯罪から守るための対策の充実など、ハード・ソフト両面から、外出しやすく子育てにやさしいまちを目指します。

また、近年では子どもが巻き込まれる事件・事故や自然災害等も多いことから、その危険性や安全・安心な社会づくりの意義を理解し、自らの生命を守るために必要な知識や技能を身に付けさせるとともに、子どもの安全をまち全体で見守る体制づくりを進めます。

取組項目・事業	内 容
子どもの事故予防の推進	乳幼児期におこりやすい事故を予防できるように、保護者への啓発を行います。
子育てバリアフリーの推進	公共施設におけるバリアフリー化をはじめ、公共交通機関に対する働きかけを通じて段差解消などのバリアフリー化を推進し、子どもや子育て家庭などすべての人が安心して外出できる生活環境を整備します。
安全な道路交通環境の整備	年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人が安心して外出できるように、交通事故の防止、歩道などの設置や段差解消などの整備を進め、安全・安心で快適に通行できる道路交通環境の整備に努めます。
子どもの交通安全の推進	交通安全教育のために、警察などの関係機関と連携して交通安全教室を開催し、子どもの交通安全意識を養うように取り組むとともに、子どもを交通事故から守るために、地域での交通安全指導の促進を図ります。
未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保	未就学児の通園や施設外活動時などにおいて、安全・安心に活動ができるよう、警察などの関係機関と連携して安全対策に取り組みます。
学校施設などの安全点検	各小・中・義務教育学校において危機管理研修の充実や、学校安全の日などによる施設の安全点検を月1回実施し、子どもの安全を確保します。
学校安全対策事業	小・中・義務教育学校への不審者などの侵入を防ぎ、児童生徒の安全・安心を確保するため、学校安全対策協力員の配置などの取組を促進します。
緊急時などの情報発信	保護者の方への情報提供の充実を図るとともに、多くの人に情報を提供して犯罪の抑止や緊急時の情報発信ができるよう、関係機関・団体との情報交換に努めます。

取組項目・事業	内 容
子育て世帯の防災意識の向上	子ども・子育てハンドブックの配布等により、子どもたちを災害から守るための情報発信や周知啓発に努めます。 体験的な防災教育事業を実施し、災害に対する知識や実践力を身に付け、防災・減災意識の自己啓発と将来の地域を担う防災リーダー層の育成に取り組めます。
子育て世帯住宅等への支援	子育て世帯に対し、住宅確保のために必要な支援を行います。

(2) 安全・安心な子どものあそびば・居場所づくりの支援

子どもにとって、「あそび」は生きる力の基礎を築く上で欠かせないものですが、現代では、遊べる時間やスペースなどにおいて、子どもたちが自発的にのびのびと遊べる環境を確保することに、さまざまな制約を伴う現状もみられます。

子どもたちの自主的な「あそび」を活発にし、幅広い年齢の子どもたちが交流でき、互いに影響し合いながら豊かに育ち合うことができるよう、子どもの「あそび」の充実に向けた取組や居場所を含めた環境づくりを行います。

取組項目・事業	内 容
子どものあそびば・居場所づくりの支援	ガレリアあそびの森や木育ひろば「KIRI no K0（きりのこ）」など、子どもの発育に合わせたあそび環境の充実により、子育て中の親子の交流を促進する環境や居場所を提供し、子育て中の親の不安感の軽減につなげるなど、子どもの健やかな育ちを支援します。 市内の児童館において、周辺地域の交流と児童の健全育成を図る事業に取り組めます。
子どもが安全に遊べる公園・広場などの確保及び利用促進	子どもたちが安全に遊べるように、子どもの視点に立った公園や広場などの整備や適切な維持管理を図るとともに、施設の利用促進に努めます。
子育て支援啓発イベントなどの実施	子育て支援施策の周知を行うイベントを開催し、子どもが主体となってさまざまな遊びを体験し、親子で楽しめる機会の創出を図ります。

基本目標5 仕事と子育ての両立を支援する

(1) 働き方の見直しに向けた広報・啓発などの推進

共働き世帯は増加傾向にあるものの、男性の育児休業の取得状況は女性に比べてまだまだ低い状況です。子育て中の男女が家庭や職場等において等しく参画できるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、国・京都府及び労働分野との連携、事業所との協働のもとに、働きながら安心して子育てできる職場環境の整備や男性のさらなる育児参加に向けた支援を行います。

取組項目・事業	内 容
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	男女がともに仕事と子育ての両立ができるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について、国や京都府の施策や事業を活用して意識啓発に取り組みます。
	誰もが子育てしやすく、働きやすい職場環境となるよう、「亀岡市イクボス宣言」をはじめ、市内の企業や団体にも「イクボス」の取組の普及啓発を図ります。
育児休業の取得促進に向けた普及啓発・復職支援	育児休業制度の定着・利用促進を図るなど、働く人に対して子育てに関するさまざまな制度の周知や情報提供を行うとともに、事業主や企業などに対しても制度の普及・啓発を図っていきます。
	出産や育児などのために退職した人の再就職を支援するため、相談や情報提供などに取り組みます。
一般事業主行動計画の推進	事業主や企業などに、一般事業主行動計画の策定を奨励します。
男女の育児参加への支援	パパママ教室や妊娠期の面談等を通して、男女がともに子育てを担えるように支援します。

(2) 保育所(園)・こども園などの整備・充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、子どもの生きる力の基礎を育むために、就学前の教育・保育環境の充実が重要です。

就学前児童の教育・保育環境や子育て支援事業の整備・充実を図り、待機児童の解消を目指すとともに、働きながら安心して子育てできる環境づくりを進めます。また、質の高い教育・保育内容の提供に向けて、人材の確保・育成に積極的に取り組みます。

取組項目・事業	内 容
保育所(園)・こども園整備と適正配置	幼児期の発達過程において大切な集団活動の効果を維持できるように、施設の適正な規模及び配置を考慮しながら計画的な施設整備を進めます。
保育所(園)・こども園の広域入所の整備	京都府内及び近隣市町と連携し、保育所(園)・こども園の広域入所に取り組みます。
待機児童の解消に向けた取組の推進	保育士を目指す方を対象にした研修の実施や就職支援など、保育士の人材確保に向けた取組を進め、保育所(園)・こども園などにおける子どもの受け入れ体制の充実に努めます。
	保育士を目指す方を対象にした研修の機会を設けるなど、保育士などの人材確保に向けた取組を進めます。
	保育士や幼稚園教諭の資格取得に係る支援に努めることにより、さらなる保育士・幼稚園教諭の確保、定着及び離職防止を図り、待機児童の解消と子どもを安心して産み育てることができる環境整備につなげます。
幼児教育・保育の負担軽減	保育所(園)、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育施設及び幼稚園に通う亀岡市在住の第2子以降の保育料を、所得制限及びきょうだいの年齢制限なく無償化し、保護者の子育てに係る経済的な負担の軽減を図ります。
	登園時の紙おむつの持参と使用済み紙おむつの持ち帰りをなくし、次代を担う子どもを安心して産み育てることができる環境を整備し、保護者や保育士等の負担を軽減することで、教育・保育の質の向上を図ります。
教育・保育に関わる人材の確保及び質の向上	認定こども園、保育所(園)、幼稚園、放課後児童クラブ、教職員など、保育・教育に携わる人材の確保に努めるとともに、資質向上の推進による保育・教育サービスの充実を図ります。

(3) 多様な保育サービス提供体制の確保

本市では、多様なニーズに応えるため、延長保育や一時保育、病児・病後児保育、休日保育などの保育サービスを実施しています。子どもが生まれても安心して働ける環境づくりとともに、保護者の多様な保育ニーズに対応できるサービス提供体制の確保に努めます。

取組項目・事業	内 容
通常保育事業	保育需要に対応したサービス量を維持するとともに、産後休暇や育児休業取得後の円滑な職場復帰ができるように低年齢児保育の充実に努めます。
延長保育事業	保護者の就労形態や勤務時間帯の多様化に対応するため、延長保育を実施し、保護者のニーズに合わせた受け入れ体制の整備を進めます。
一時預かり事業	保護者の冠婚葬祭や病気、急な仕事が入った場合などの緊急的保育サービスとして、児童の一時預かりを実施するとともに、実施保育所(園)・こども園などの拡充や事業内容の充実を進めます。
病児・病後児保育事業	医療機関で実施している病児保育の広報・周知により、利用促進を図るとともに、保育所(園)・こども園で行う体調不良児対応型の病児・病後児保育の拡充を図ります。
休日保育事業	日曜日・祝日などに勤務する保護者の保育ニーズに対応する休日保育を継続し、利用の拡充を図ります。
放課後児童健全育成事業	利用者ニーズ調査の結果などを踏まえ、事業運営体制の拡充について検討するとともに、保育場所及び人材確保などの環境整備に努めます。

基本目標6 子どもを大切にするまちづくり

(1) すべての子どもの権利と育ちを応援するまちづくりの推進

こども基本法において、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、「すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと」や「すべてのこどもは大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること」が謳われています。

こうした子どもの基本的な権利を大切に捉え、子どもの目線から子どもの幸せを考え、未来を担う子どもが幸せに生きることのできる社会の実現を目指します。

取組項目・事業	内 容
子どもの人権の意識啓発	子どもの人権についての意識啓発を推進するため、子どもの権利に関する啓発活動の取組の充実を図ります。
「亀岡市子どもの権利条例」に基づく基本計画の策定・推進	「亀岡市子どもの権利条例」に基づく基本計画を策定し、子どもの権利を保障するために必要な体制の整備に努めます。
子どもの貧困の解消に向けた対策の推進	すべての子どもが、生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を図るとともに、子どもたちが健やかに暮らし、夢と希望を持って成長していけるまちの実現に努めます。

(2) 児童虐待・ヤングケアラーの発生予防、早期発見・対応、自立支援

虐待は子どもの人権侵害です。また、本来は大人が担うようなケアを子どもが引き受け、家事や家族の世話・介護などを日常的に行っている、いわゆるヤングケアラーも問題となっています。ともに家庭内の問題であり、子ども本人では自分の家庭が周りとは違う状況にあると気づくのに時間はかかるのが実情です。周りの大人や地域が子どもたちの異変に気づき、必要な支援につなげられるよう、ネットワークの形成を行います。

また、子どもだけでなく、その家庭に寄り添った支援や相談したい時に相談できる環境を整えます。

取組項目・事業	内 容
児童虐待・ヤングケアラー防止対策の充実	「亀岡市要保護児童対策地域協議会」の機能を充実させ、児童虐待などの防止及び早期発見のため、関係機関との連携を図り、速やかに対応する体制を整備します。
	保健師等が中心となって行う各種相談等（母子保健機能）とともに、こども家庭支援員等が中心となって行う子ども等に関する相談等（児童福祉機能）を実施することにより一体的な支援を行います。
	妊娠期から出産後、乳幼児期の各種事業を通して、支援を必要とする家庭の把握に努めるとともに、こども家庭センター機能を活かした切れ目のない支援の充実を図ります。
	地域子育て支援拠点や主任児童委員、民生委員・児童委員などによる地域での子育て相談支援活動の推進を図りながら、児童虐待の未然防止に取り組めます。また、子育て世代への地域全体でのサポートや孤立防止や見守りなどにより、支援を必要とする世帯に対して子育て情報や支援情報などの提供を行うことにより、社会的孤立に陥らない環境を推進します。
	ヤングケアラー支援体制の強化事業（①相談窓口の浸透及び相談体制の整備、②実態把握、③関係機関研修による啓発）に取り組み、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるための支援体制を構築します。
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。
児童育成支援拠点事業	虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るため、養育環境等に課題を抱える児童等の居場所をつくり、児童等とその家庭が抱える多様な課題に応じて関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童等の状況に応じた支援を包括的に実施するための取組を検討します。

取組項目・事業	内 容
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るべく、実施方法を検討します。
被害に遭った子どもの保護及び自立支援の推進	子どもが虐待や犯罪などの被害に遭った際は、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言や親子関係再構築など、京都府家庭支援総合センターや学校をはじめとする関係機関と連携した支援に取り組みます。
	児童福祉業務従事者の資質の向上に努め、自立支援の充実による虐待の連鎖を防ぎます。

(3) 配慮が必要な子どもや家庭への支援

ひとり親家庭の抱える課題は、生活費や子どもの学費等の経済的な問題だけでなく、住まいの確保や就労など、多岐にわたっており、各家庭の生活実態やニーズを踏まえて総合的に対応しています。

また、障がいのある子どもや外国にルーツを持つ子どもをはじめとする配慮が必要な子どもや、不登校やひきこもりなど、さまざまな事情で学校へ行くことのできない子どもなど、すべての子どもが地域でともに成長することができるように支援するとともに、保護者の気持ちに寄り添った支援を行います。

取組項目・事業	内 容
ひとり親家庭などへの支援	ひとり親家庭のさまざまな状況に即した柔軟な支援を行うため、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立・就業を促進・支援し、生活基盤の安定に向けた相談体制の充実を図ります。
	ひとり親家庭の自立と生活の安定のために、日常生活を支援する各種制度や安定した就職につながりやすい資格取得を支援する事業の情報提供や相談支援に努めます。
	ひとり親家庭における子どもの健全な育成を図るため、経済的な支援を行うとともに、養育費の確保と適切な面会交流について情報提供に努めます。
障がいのある子どもなどへの支援	障がいのある子どもやその家庭への支援として、関係機関との連携を図りながら、地域で安心して生活ができるよう、子育てに関する情報提供や相談支援・指導体制の充実に努めます。
	発達相談や幼稚園・保育所(園)・認定こども園との連携、年中児等への支援事業により、育てにくさを感じる保護者を支援し、発達障がいなどの早期発見に取り組みます。
	障がいのある子どもや日常的に医療的なケアが必要な子どもの健やかな育ちを保障するとともに、その保護者の就労を支援するため、保育所(園)等での受け入れ体制の整備及び障がい児保育の推進に努めます。
いじめ、不登校などに関する相談の実施	子どもや親が気軽に相談でき、子どもの悩みなどを受け止められるように、小・中学校へのスクールカウンセラーや、まなび・生活アドバイザー（京都式スクールソーシャルワーカー）の配置による相談支援体制の充実を図ります。
	不登校対策のために、不登校対策支援員を配置して教育相談ができる体制の拡充に努めるとともに、適応指導教室にて支援を行います。
外国につながる（ルーツを持つ）子どもへの支援	保育・教育現場などにおける外国につながる（ルーツを持つ）子どもに対する課題を把握し、必要な支援策を検討します。

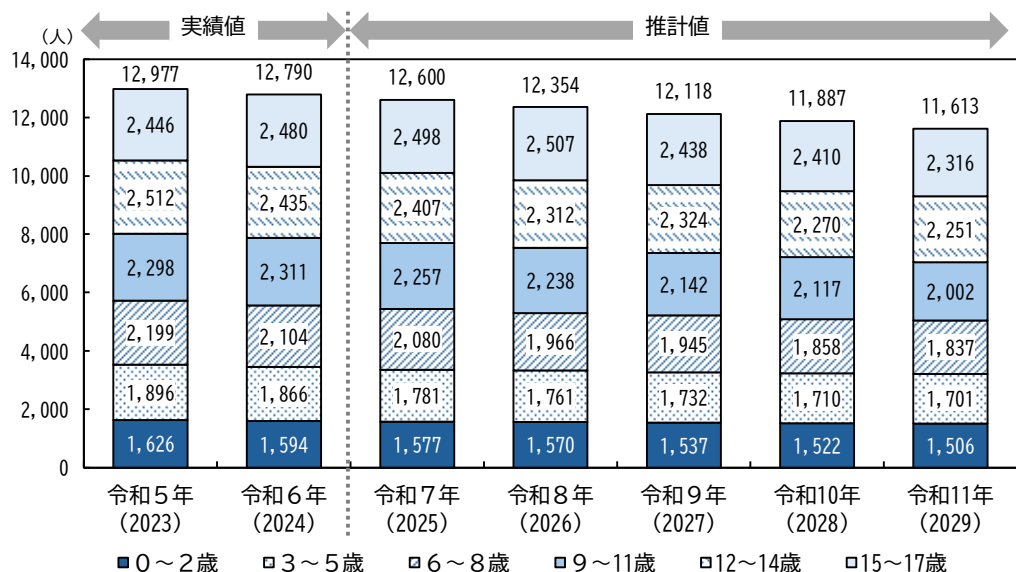
第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 将来の子ども人口フレーム

将来人口の推計にあたっては、令和2（2020）年から令和6（2024）年の5か年の住民基本台帳の各年4月1日の実績データに基づき、1歳以上の人口については、コーホート（性別・1歳階級別）変化率法を用いて推計し、0歳児の人口については市の過去の出生人口と15～49歳女子人口との比率（女性子ども比）により推計しています。

（1）将来の子ども人口

0～17歳の子ども人口は微減傾向で推移し、令和6（2024）年の12,790人から令和11（2029）年には1,177人減少し、11,613人となると推計されます。



	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳	487	512	488	484	482	474	469
1歳	543	525	546	521	517	514	506
2歳	596	557	543	565	538	534	531
3歳	581	608	571	556	579	550	546
4歳	668	587	619	582	567	590	561
5歳	647	671	591	623	586	570	594
6歳	721	660	687	605	639	601	584
7歳	714	723	664	691	609	643	605
8歳	764	721	729	670	697	614	648
9歳	745	769	724	732	673	700	617
10歳	788	756	774	729	737	677	705
11歳	765	786	759	777	732	740	680
12歳	858	765	786	759	777	732	740
13歳	814	857	767	788	761	779	734
14歳	840	813	854	765	786	759	777
15歳	827	830	809	849	762	782	756
16歳	800	849	840	818	858	770	790
17歳	819	801	849	840	818	858	770
計	12,977	12,790	12,600	12,354	12,118	11,887	11,613

資料：実績値／住民基本台帳人口、推計値／コーホート変化率法による推計人口

2 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園などの動線も考慮しながら各区域を考慮していく必要がある中、本市では市域全体を一つの教育・保育提供区域と設定します。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、市民ニーズ調査の結果などに基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策をみていくものとします。

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園、保育所(園)、認定こども園事業

【事業概要】

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。

保育所(園)は、保護者が就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないなど、保育が必要であると認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

認定こども園は、幼稚園、保育所(園)の機能を備え、就学前の教育・保育、子育て支援サービスを総合的に提供する施設です。

1号認定	3～5歳の児童が対象で、保育の必要性はなく、教育ニーズがある認定区分 (認定こども園、幼稚園を利用)
2号認定	3～5歳の児童が対象で、保育の必要性がある認定区分 (幼稚園、認定こども園、保育所(園)を利用)
3号認定	0～2歳の児童が対象で、保育の必要性がある認定区分 (認定こども園、保育所(園)、地域型保育施設を利用)

【現 状】

本市では、令和6(2024)年4月時点で幼稚園は1,240人、認可保育所(園)・認定こども園は2,556人の利用定員数を設けていましたが、認可保育所(園)・認定こども園において、国基準の待機児童が10人発生しました。

また、令和5(2023)年度末の入所待ち児童数は258人、そのうち国定義の待機児童は106人となっています。

(年間)

		実 績				見込み
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
1号認定	(3歳以上)	673	638	593	490	473
2号認定教育	(3歳以上)	104	116	104	105	105
2号認定保育	(3歳以上)	1,405	1,349	1,356	1,332	1,339
3号認定	(1-2歳)	704	705	719	715	715
3号認定	(0歳)	129	146	151	131	129

【今後の方向性】

- 待機児童の解消に向けて、保育の受け皿の確保を図るため、保育士等の確保や小規模保育事業所の開設を行い、受け入れ体制の強化を進めます。
- 公立保育所については、施設の老朽化・周辺部の保育所での定員割れ等の課題があることから、適正な施設運営に努めます。

令和7年度 (2025)			1号認定	2号認定		3号認定		
				学校教育	保育	2歳	1歳	0歳
量の見込み ①			424	102	1,273	377	325	135
確保 方策 ②	特定教育・ 保育施設	幼稚園	0					
		保育所(園)			851	217	209	85
		認定こども園	138		422	143	101	44
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 事業所内保育	0		0	17	15	6
	市町村の確認を受けない 幼稚園		388					
差し引き (②－①)			0		0	0	0	0

令和8年度 (2026)			1号認定	2号認定		3号認定		
				学校教育	保育	2歳	1歳	0歳
量の見込み ①			384	105	1,281	386	333	137
確保方策②	特定教育・ 保育施設	幼稚園	0					
		保育所(園)			856	223	214	86
		認定こども園	135		425	146	104	45
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 事業所内保育	0		0	17	15	6
	市町村の確認を受けない 幼稚園		354					
差し引き (②－①)			0		0	0	0	0

令和9年度 (2027)			1号認定	2号認定		3号認定		
				学校教育	保育	2歳	1歳	0歳
量の見込み ①			343	107	1,281	385	331	139
確保 方 策 ②	特定教育・ 保育施設	幼稚園	0					
		保育所(園)		856	222	213	87	
		認定こども園	131	425	146	103	46	
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 事業所内保育	0	0	17	15	6	
	市町村の確認を受けない 幼稚園		319					
差し引き (②－①)			0	0	0	0	0	

令和 10 年度 (2028)			1 号認定	2 号認定		3 号認定		
				学校教育	保育	2 歳	1 歳	0 歳
量の見込み ①			304	109	1,286	392	337	140
確 保 方 策 ②	特定教育・ 保育施設	幼稚園	0					
		保育所(園)		859	226	217	88	
		認定こども園	128	427	149	105	46	
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 事業所内保育	0	0	17	15	6	
	市町村の確認を受けない 幼稚園		285					
差し引き (②－①)			0	0	0	0	0	

令和 11 年度 (2029)			1 号認定	2 号認定		3 号認定		
				学校教育	保育	2 歳	1 歳	0 歳
量の見込み ①			268	112	1,300	397	342	142
確保 方 策 ②	特定教育・ 保育施設	幼稚園	0					
		保育所(園)		869	230	220	89	
		認定こども園	125	431	150	107	47	
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 事業所内保育	0	0	17	15	6	
	市町村の確認を受けない 幼稚園		255					
差し引き (②－①)			0		0	0	0	0

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育認定を受けた児童について、保育所(園)や認定こども園などで、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【現 状】

本市では、令和6（2024）年4月時点で、亀岡市立第六保育所と私立保育所・認定こども園9園の合計10園で実施しています。保護者の多様な就労形態に伴い、利用人数は増加傾向にありますが、受け入れ体制を整えることができています。

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
実施か所数 (か所)	10	10	10	10	10
利用人数 (人)	538	447	583	557	571

【今後の方向性】

- 保護者の就労状況の多様化や、子どもファースト事業の一環として令和5（2023）年4月から開始した第2子以降保育料無料化事業の影響により、今後も利用者は増加すると見込んでおり、利用者のニーズに合わせた受け入れ体制の確保に努めます。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①		550	568	579	595	614
確保方策 ②	実施か所数	11	11	11	11	11
	提供量	550	568	579	595	614
差し引き (②－①)		0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が就業などにより昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や学校休業日に適切な遊びや生活の場を提供し、支援員等の活動支援のもと、児童の健全な育成を図ることを目的に、小学校の余裕教室等を活用して「かめおか児童クラブ」を開設しています。令和5（2023）年度からは放課後児童会から「かめおか児童クラブ」に改称し、制度の拡充を図っています。

【現 状】

子どもファースト事業の一環として、令和5（2023）年度から開始した1家庭2人目以降負担金無償化、開設時間延長及び休日保育の実施等により入会児童数が増加傾向にあります。令和5（2023）年度には、市内全18校区32教室で、月平均1,220人の児童を受け入れ、令和6（2024）年度には、児童の増加に伴い教室を増設し、市内全16校区で33教室を開設しています。

また、児童の良好な保育環境を確保するため、教室の増設や必要備品類の購入・更新を行い、児童が安全・安心に過ごせる環境の整備に努めるとともに、学校夏季休業期間におけるデリバリー弁当の斡旋や山間地かめおか児童クラブのためのスクールバスの運行を行うなど、保護者の負担軽減を図っています。

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
実施か所数 (教室)	32	32	32	32	33
利用人数 (人)	1,052	1,035	1,037	1,220	1,393

【今後の方向性】

- 入会児童数が増加する中、良好な保育環境を維持するためには、保育場所及び人材の確保が課題となっています。保育場所に関して、小学校の活用されていない教室の活用や、特別教室の借用など学校管理者の協力を得て環境改善に取り組みます。
- 人材に関しては、児童数に応じた適正配置や、長期休業期間における長時間勤務の負担を軽減するため、幅広く求人を行い人材の確保に努めます。
- 引き続き放課後児童クラブの計画的な整備等を進めるとともに、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、各種団体等の幅広い地域住民の参画を得て、子どもたちの学びや成長を支える事業である「地域学校協働活動」を推進し、本事業とも連携しながら、安全・安心な子どもの居場所づくりに努めます。

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①	1,469	1,416	1,382	1,339	1,299
1年生	431	415	406	393	381
2年生	410	394	385	373	362
3年生	321	310	302	293	284
4年生	189	183	178	173	168
5年生	87	84	82	79	77
6年生	31	30	29	28	27
確保方策 ②	1,469	1,416	1,382	1,339	1,299
1年生	431	415	406	393	381
2年生	410	394	385	373	362
3年生	321	310	302	293	284
4年生	189	183	178	173	168
5年生	87	84	82	79	77
6年生	31	30	29	28	27
実施か所数（教室）	37	37	36	34	34
差し引き（②－①）	0	0	0	0	0

(3) 子育て短期支援事業

【事業概要】

児童及びその家庭の福祉の向上を図るため、児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な理由又は仕事上の理由等により家庭における児童の養育等が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童養護施設において一定期間、養育等を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）を実施しています。

●ショートステイ事業

保護者が疾病、看護、事故等により一時的において児童を養育できない場合、児童養護施設に委託して養育を行います。

●トワイライトステイ事業

保護者の帰宅が仕事等により恒常的に夜間にわたるため、児童に対する生活指導や家事ができない場合、児童養護施設に通所させて生活指導、夕食の提供を行います。

【現 状】

現在受け入れ可能施設は市内児童養護施設の1か所であり、年間延べ利用者数については、令和2・3（2020・2021）年度はコロナ禍により利用者が減少していますが、令和4（2022）年度以降、増加に転じています。児童の養育が一時的に困難な保護者に対し、児童福祉施設にて児童を預かることで、保護者の精神的負担の軽減につなげることができています。

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
実施か所数 (か所)	1	1	1	1	1
年間延べ利用者数 (人)	19	20	149	205	236

【今後の方向性】

- ひとり親家庭及び要保護児童家庭の緊急・突発的利用が多い傾向にあることから、子どもの安全・安心を確保し、保護者の心身の疲労や子育てによる社会的な孤立感・負担感を軽減できるように、効果的な利用に向けて支援します。
- 今後さらに関係機関と連携し、制度の周知及び有効活用を図るとともに、支援を要する対象者への相談体制を充実します。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①		254	260	265	270	275
確保方策 ②	実施か所数	1	1	1	1	1
	提供量	254	260	265	270	275
差し引き (②－①)		0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現 状】

本市では、令和6（2024）年4月時点で、市内7か所で実施しています。新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されたことに加えて、各拠点において利用者がより交流を図りやすい体制づくりの推進や、市民のニーズに応えるべく新たな交流拠点の整備などにより、利用者数が増加しています。

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
実施か所数 (か所)	7	7	7	7	7
延べ利用人数 (人)	23,286	48,052	72,805	67,707	67,931

【今後の方向性】

- 子どもと一緒に遊びながら利用者同士が子育ての悩みを共有したり、子育て世代同士のつながりの場を提供することで、子育ての不安感や悩みの軽減を図ります。
- 保育園等の園庭開放を進めるとともに、子育て支援の中核施設として子育て支援センターを位置づけ、市内を網羅する地域子育て支援拠点施設をきめ細やかに確保し、地域に密着した子育て支援体制の構築に引き続き取り組みます。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①		69,850	71,224	72,297	73,655	75,045
確保方策 ②	実施か所数	7	7	7	7	7
	提供量	69,850	71,224	72,297	73,655	75,045
差し引き (②－①)		0	0	0	0	0

(5) 幼稚園などにおける一時預かり事業

【事業概要】

幼稚園の在園児を対象として、一時預かりを行う事業です。

【現 状】

本市では、令和6（2024）年4月時点で、私立幼稚園4園及び亀岡市立幼稚園において実施しています。多様な保護者のニーズに合わせ、一時預かりを実施し、園児と保護者の安心感を高めるために、一時預かり事業を行っています。

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
延べ利用人数 (人)	28,746	25,689	34,522	23,950	29,143

【今後の方向性】

- 引き続き幼稚園の一時預かり事業に対する利用者のニーズを的確に捉え、今後も提供量の確保に努めます。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①		23,039	22,781	22,406	22,121	22,005
確保方策 ②	実施か所数	5	5	5	5	5
	提供量	23,039	22,781	22,406	22,121	22,005
差し引き (②－①)		0	0	0	0	0

（６）保育所(園)などにおける一時預かり事業

【事業概要】

保護者の冠婚葬祭、急な仕事や病気、育児疲れの回復等、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、緊急的な保育サービスとして保育所(園)、こども園やその他の場所で一時的に預かる事業です。

【現 状】

本市では、令和6（2024）年4月時点で、市内7か所で実施しています。就業形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の疾病や育児疲れの回復等による保育サービスを提供し、保育の必要な子どもを安心して預けることができる場所を確保できています。

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
実施か所数 (か所)	7	7	7	7	7
延べ利用人数 (人)	1,743	1,274	1,107	1,360	1,534

【今後の方向性】

- 利用希望人数や保育士確保の困難さから保護者の利用希望日に利用できない場合があることが課題となっています。保育士の確保等、受け入れ体制の整備に困難な面もありますが、実施保育所(園)等の充実を図ります。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①		1,248	1,238	1,215	1,201	1,192
確保方策 ②	実施か所数	7	7	7	7	7
	提供量	1,248	1,238	1,215	1,201	1,192
差し引き (②－①)		0	0	0	0	0

(7) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労などの理由により保護者が保育できない場合に、保育施設などで児童を預かる（病児対応型）ほか、登園後に児童が体調不良となった場合に、迎えがあるまでの間、保育施設などで一時的に児童を預かる（体調不良児対応型）事業です。

【現 状】

本市では、令和6（2024）年4月時点で、病児対応型2か所、体調不良児対応型8か所の計10か所で実施しており、令和5（2023）年度の利用者数は2,263人となっています。

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
実施か所数 (か所)	8	9	10	10	10
利用人数 (人)	624	1,281	1,536	2,263	2,275

【今後の方向性】

- 病児・病後児保育事業の実施について、より一層の周知を図るため、適宜広報等を行い、周知に努めます。
- 保護者のニーズの多様化に伴い、現状の実施体制の拡充を検討します。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①		2,172	2,126	2,076	2,034	1,988
確保方策 ②	実施か所数	10	10	10	10	10
	提供量	2,172	2,126	2,076	2,034	1,988
差し引き (②－①)		0	0	0	0	0

(8) ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人（おねがい会員）と援助したい人（まかせて会員）を会員として、一時的・臨時的に有償で児童の預かりなどを行う相互援助活動を実施しており、依頼会員は概ね小学校または義務教育学校6年生までの子どもを持つ保護者としています。

【現 状】

人数不足が課題となっていた登録会員数については、広報活動に努めたことにより、まかせて会員、おねがい会員ともに増加しており、令和6（2024）年3月末時点で、おねがい会員が740人、まかせて会員が305人、両方会員が60人の、計1,105人の会員数となっています。会員数の増加に伴いマッチング件数が増加し、全体の相互援助活動数も増加しています。

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
相互援助活動件数 （件）	929	1,073	1,129	1,249	800

【今後の方向性】

- 他の保育サービスや預かり事業の拡充などにより、単なる送迎等の依頼は減っていますが、選択できるサービスの一つとして、利用者のニーズに応じた適切な援助活動が実施できるよう、引き続き子育て支援員研修等を通じて、事業従事者の資質向上に努めます。
- 広報活動等の工夫に努め、広く当事業を知ってもらうことで、さらなる会員数（特にまかせて会員）の増加、相互援助活動の促進を図ります。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①		1,016	995	971	951	930
確保方策 ②	実施か所数	1	1	1	1	1
	提供量	1,016	995	971	951	930
差し引き（②－①）		0	0	0	0	0

(9) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども及びその保護者などの身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じて相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

「基本型（独立した事業として行われている形態）」と「特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態）」、「こども家庭センター型」があります。

【現 状】

平成 27（2015）年度から実施した本事業は、段階的に実施か所数を増やし、平成 30（2018）年度以降は、基本型 7 か所、特定型 1 か所、母子保健型 1 か所の計 9 か所で実施してきました。母子保健型については、令和 6（2024）年度以降、こども家庭センター型として、こども家庭センター機能を活かし、妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図っています。

	実 績				見込み
	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
実施か所数 (か所)	9	9	9	9	9

【今後の方向性】

- 家族形態の変化・多様化が進む中、育児負担の増大や地域での孤立、保育所(園)の入所待ち問題などの課題の解決に向けて、子育て家庭や妊産婦が、自立力の向上とともに、必要な支援が円滑に利用できるよう、相談員の資質向上に努めます。
- 関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりや、ニーズに応じた定期的な出張相談など、相談の敷居が低く、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすための手法等について、引き続き研究・検討を進めます。

		令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み ①		9	9	9	9	9
確保 方策 ②	基本型	7	7	7	7	7
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
差し引き (②－①)		0	0	0	0	0

(10) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第 13 条の規定に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として、健康診査を行う事業です。妊婦健康診査の公費負担受診券を交付し、必要な健診を受けることにより妊娠期を健やかに安心して過ごせるよう支援しています。

【現 状】

妊娠の届出のあった妊婦について、受診券を交付し、委託医療機関にて妊婦健診を実施しています（他府県などで受診した場合は費用助成）。令和 5（2023）年度の対象者数は 550 人となっています。

妊娠届出時にアンケートを同時に実施し、面接をする中で、妊婦健診を受ける必要性を説明するとともに、妊娠や出産に係る情報提供を行い、不安なく出産・育児ができるよう相談などに対応しています。妊婦健診の受診状況等により、必要に応じて医療機関と連携しながら継続した支援を行っています。

	実 績				見込み
	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
健診受診者数 (人)	575	530	539	550	530

【今後の方向性】

- 安心して妊娠・出産できるように、引き続き必要な健診を受診するよう勧奨するとともに、医療機関や関係機関と連携し、さらに効果的な妊婦の支援に努めます。

	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み	523	519	517	508	503
実施体制（確保方策）	実施機関：亀岡市 実施体制：委託医療機関などにおいて実施				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を助産師や保健師が訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して、適切なサービスの提供を行う事業です。

【現 状】

乳児家庭を訪問し、情報提供や相談対応した件数は、令和5（2023）年度は537人となっています。

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
訪問実人数 (人)	528	538	486	537	516

【今後の方向性】

- 家庭訪問などにより、乳児及び保護者の心身状況や養育環境を把握し、情報提供や適切な支援につなげます。
- 身近に知り合いがいない状況で子育てしている人や、低出生体重児、多胎児、若年出産、高齢出産、外国につながる（ルーツを持つ）人など、個別性に合わせた丁寧な対応に努めます。

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	488	484	482	474	469
実施体制（確保方策）	実施機関：亀岡市 実施体制：保健師、助産師などによる訪問				

(12) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、保健師・助産師・保育士などがその居宅を訪問し、適切な養育を支援します。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても、同様の支援を行います。

【現 状】

養育支援訪問は、支援の必要な家庭数により、年度ごとにばらつきはありますが、令和5（2023）年度は107人となっています。

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
訪問実人数 (人)	75	29	51	107	103

【今後の方向性】

- 各種事業や子育て支援関係者とのネットワークを通じた対象者の早期把握に努め、多様な家庭環境や保護者等の状況により養育に関する支援が必要な家庭に対して、相談・指導・助言などを行うとともに、適切な支援につなげ、切れ目のない支援を行います。

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	102	101	99	98	97
実施体制（確保方策）	実施機関：亀岡市 実施体制：保健師、助産師などによる訪問				

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

特定教育・保育施設や特定子ども・子育て支援施設において、保護者が支払うべき日用品・文房具などに要する費用や行事への参加に要する費用、副食材料費などの実費負担の部分について、低所得者や多子世帯の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

【今後の方向性】

- 低所得者や多子世帯の負担軽減を図るため、令和元（2019）年度より補助を実施しています。今後も効果的に事業を推進できるよう周知に努めます。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

特定保育教育・保育施設などへの新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるように、支援、相談・助言などを行う事業です。

【今後の方向性】

- 新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

(15) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

【事業概要】

家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭をヘルパーが訪問し、家事、育児などの支援を行う事業です。

【現 状】

事業の本格実施を見据え、必要な資源開拓を行うとともに、本事業の利用が望まれる潜在的な内容も含めたニーズ量の把握を行うため、令和6（2024）年度からパイロット事業として実施しています。

	見込み 令和6年度 (2024)
訪問延べ人数 (人)	48

【今後の方向性】

- 近隣自治体の実施状況や既存の類似事業を整理し、実施方法を検討していくとともに、令和9（2027）年度以降の事業本格実施を見据え、関係団体との連携による資源確保や、潜在ニーズの把握に取り組みます。
- 支援を必要とする家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家庭や養育環境を整えることにより、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ取組を推進します。

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①	144	240	480	480	480
実施体制（確保方策）②	144	240	480	480	480
差し引き（②－①）	0	0	0	0	0

(16) 児童育成支援拠点事業【新規】

【事業概要】

虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るため、養育環境等に課題を抱える児童等の居場所をつくり、児童等とその家庭が抱える多様な課題に応じて関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童等の状況に応じた支援を包括的に実施するための取組を行う事業です。

【今後の方向性】

- 近隣自治体の実施状況や既存の類似事業との連携の中で、地域資源の把握や事業の実施方法を検討していきます。

(17) 親子関係形成支援事業【新規】

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対して、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

【今後の方向性】

- 近隣自治体の実施状況や既存の類似事業との連携の中で、地域資源の把握や事業の実施方法を検討していきます。

(18) 産後ケア事業【新規】

【事業概要】

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があります。

【現 状】

出産後の母親の身体的な回復や心理的な安定を促進し、母子とその家族が健やかに育児できるよう、医療機関等と連携を図りながら支援しています。

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
支援延べ人数 (人)	21	22	37	77	106

【今後の方向性】

- 医療機関や助産所での宿泊や日帰り、または自宅への訪問を通じて、安心して子育てができるように支援します。
- 近隣自治体の実施状況や既存の類似事業を整理し、事業を展開していきます。

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①	86	85	85	83	82
実施体制（確保方策）②	86	85	85	83	82
差し引き（②－①）	0	0	0	0	0

(19) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

【事業概要】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

【現 状】

経済的支援と合わせた伴走型相談支援を実施し、妊娠届出時面談や出産前面談、出産後の訪問などにより、妊婦や児の健康状態や養育環境を確認しています。

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
妊娠届出数	575	544	533	539	517
1組あたり面談回数	3	3	3	3	3
面談実施合計回数	1,410	1,400	1,390	1,538	1,477

【今後の方向性】

- 経済的支援と合わせた伴走型相談支援を実施し、妊娠届出時面談や出産前面談、出産後の訪問などにより、妊婦や児の健康状態や養育環境を確認するとともに、こども家庭センターを中心として個々の状況に寄り添った支援へとつなげていきます。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の 見込 ①	妊娠届出数	523	519	517	508	503
	1組あたり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	1,569	1,557	1,551	1,524	1,509
確保方策 ② (こども家庭センター)		1,569	1,557	1,551	1,524	1,509
差し引き (②－①)		0	0	0	0	0

(20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

【事業概要】

就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付で、内閣府令で定める月一定時間までの利用枠の範囲内で、0歳6か月から満3歳未満の未就園の子どもが保育所(園)や幼稚園などの施設に通園し、遊びや生活の場を利用するとともに、保護者が子育てについての情報や助言等を受ける制度です。

令和8（2026）年度から全自治体での実施が開始される予定ですが、月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することが可能とされています（令和8・9（2026・2027）年度の2年間の経過措置）。

【今後の方向性】

- 本事業の実施に際しては、保育士の確保が必要不可欠であることから、事業実施に向けた人材の確保を図るとともに、試行実施自治体や近隣自治体の実施状況や既存の類似事業を整理し、実施方法を検討していきます。

5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、教育・保育を一体的に提供する施設であり、保護者の就労状況に関わらず柔軟に受け入れられる施設です。幼稚園の認定こども園化については保育ニーズ、保育所(園)の認定こども園化については教育ニーズに対応できるものと考えます。今後も保護者ニーズや事業者の意向を踏まえ、検討を行っていきます。

(2) 質の高い教育・保育や子育て支援の推進

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じたさまざまな体験が子どもの健やかな成長につながります。就学前の教育・保育施設において、安定的に質の高い教育・保育が提供できるよう、研修事業の充実など、幼稚園教諭や保育士などの資質向上に努めます。

(3) 幼稚園、保育所(園)、認定こども園と小学校などとの連携の推進

妊娠・出産期から子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を行うためには、就学前の教育・保育施設などと小学校などとの連携が不可欠です。学びの連続性を踏まえ、幼稚園、保育所(園)、認定こども園、学校、家庭との連携を強化し、子どもたち一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな連携を行い、小学校などへの円滑な接続を図ります。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼稚園<新制度未移行>、認可外保育施設、預かり保育などの利用について、施設等利用給付認定の区分に応じて支援を行います。

第6章 計画の推進体制

1 推進体制

事業の推進にあたっては、妊娠から出産、子育てに至るまでの切れ目のない支援や取組が必要であることから、庁内関係各課の連携、特に教育・福祉・保健分野の連携は必要不可欠です。

庁内関係各課を中心に具体的施策の実施状況について適宜把握するとともに、部局の枠組みを超えた総合的な体制により、各部局での事業取組の情報を共有し、市全体で計画を推進します。

また、本計画に掲げる取組については、本市が単独で実施できるもののほかに、国の制度や法律などに基づく事業もあるため、国や京都府、近隣自治体との連携を深め、必要に応じて協力要請を行いながら、計画を推進します。

2 市民・企業等の参加・参画の推進

社会全体で子どもや子育て世帯を支援するためには、子どもや子育て世帯の当事者の意見を反映することに加え、市民や企業、関係団体等の理解と協力が必要です。

子どもや子育て世帯の当事者が施策や取組に意見を表明できる場を確保するとともに、本計画について広報等により市民等の理解を深め、子どもに優しく子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を促進します。

3 施策の実施状況の点検

本計画に基づく事業の実施状況については、学識経験者や子ども・子育て支援に関する事業の従事者、地域活動団体、子育て中の保護者などで構成する「亀岡市子ども・子育て会議」において、進捗状況の把握や今後の方向性について点検・評価を行い、結果の公表を行います。

また、第5章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、計画期間における今後のニーズ量（見込み量）と確保方策（提供量）を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向などを鑑みながら、翌年度以降の事業展開に活かします。

資料編

1 計画の策定経過

年月日	会議・調査等	概要
令和5(2023)年 12月14日	令和5年度 第1回 亀岡市子ども・子育て会議	(1) 会長・副会長選出 (2) 亀岡市子ども・子育て会議について(概要) (3) 亀岡市子ども・子育て支援事業計画 施策・事業の実施状況 (4) 第3期亀岡市子ども・子育て支援事業計画について
令和6(2024)年 3月8日～ 3月22日	アンケート調査の実施	市内の就学前児童及び小学生児童の保護者を対象に実施 (詳細は、第2章「4 ニーズ調査からみられる現状と課題」を参照)
8月29日	令和6年度 第1回 亀岡市子ども・子育て会議	(1) 亀岡市子ども・子育て支援事業計画施策・事業の実施状況 (2) 第3期亀岡市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果概要について (3) 第3期亀岡市子ども・子育て支援事業計画の施策体系(案)等について
9月13日～ 9月30日	子どもの意見聴取の実施	市内の小・中・義務教育学校及び高等学校に通学する児童生徒を対象としたWEBフォームによる意見聴取の実施 (詳細は、第2章「5 子どもの意見聴取からみられる現状と課題」を参照)
11月28日	令和6年度 第2回 亀岡市子ども・子育て会議	(1) 第3期亀岡市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
12月25日～ 令和7(2025)年 1月24日	パブリックコメントの実施	
2月17日	令和6年度 第3回 亀岡市子ども・子育て会議	(1) 第3期亀岡市子ども・子育て支援事業計画(最終案)について

2 亀岡市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 5 日 条例第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、亀岡市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(令 7 条例 11・一部改正)

(設置)

第 2 条 子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項各号の事務を処理するため、子ども・子育て会議を置く。

(令 7 条例 11・一部改正)

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 公募の市民
- (5) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長がこれを招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 6 条 会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部において処理する。

(平 31 条例 2・一部改正)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成 31 年条例第 2 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 7 年条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 亀岡市子ども・子育て会議委員名簿

令和6（2024）年4月1日現在（敬称略）

選出区分	団体等	氏 名	備考
有識者	京都西山短期大学 教授	安 藤 和 彦	会長
	大谷大学 教授	安 田 誠 人	
福祉関係	亀岡市民間保育園長会 めぐみの園保育園 園長	松 本 朋 子	
	亀岡市社会福祉協議会 子育て支援センター センター長	金 田 爾 子	副会長
	かめおか児童クラブ 主任支援員	伏 見 恵 実	
	亀岡市立保育所こども園長会 保津保育所 所長	猪 子 純 子	
	社会福祉法人青葉学園 園長	西 山 明 美	
教育関係	亀岡市小学校長会 曾我部小学校 校長	山 口 邦 彦	
	亀岡市私立幼稚園長会 （口丹波地区私立幼稚園協会） 千代川幼稚園 園長	野々村 誠 一	
	亀岡市立幼稚園 園長	岩 崎 こず恵	
地域活動団体	NPO法人亀岡子育て ネットワーク 理事長	石 田 数 美	
保護者関係	亀岡市PTA連絡協議会 家庭教育委員長	法 貴 大 輔	
市民代表	市民公募	木 寺 紗 樹	
	市民公募	吉 田 み き	
行政関係	京都府南丹保健所 福祉課長	原 田 寿 樹	

任期：令和5（2023）年11月19日～令和7（2025）年11月18日（2年間）

4 用語解説

あ 行

育児休業

労働者が育児のために退職することなく、一定期間休業することができる制度。「育児・介護休業法」では、1歳6か月以後も、保育所などに入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで延長できる。

イクボス

職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（管理職）のこと。亀岡市においては、平成28（2016）年11月20日に「亀岡市イクボス宣言」を行い、普及啓発を図っている。

一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、①計画期間、②目標、③目標を達成するための対策の内容と実施時期を具体的に盛り込み策定する行動計画。従業員101人以上の企業には、一般事業主行動計画の策定・届出、公表・周知が義務づけられている。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念のこと。

オーガニックビレッジ

有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のこと。亀岡市においては、令和5（2023）年2月12日に「オーガニックビレッジ宣言」を行い、有機農業を推進している。

か 行

外国語指導助手

小中高校などの英語の授業で日本人教師を補助する外国人指導者。昭和63（1988）年から国が実施してきた「語学指導等を行う外国青年招致事業」では、世界の英語圏から大学を卒業した青年を日本に招致しており、都道府県や市町村が必要に応じて配置してきた。

外国人児童生徒教育支援員

増加する外国人児童生徒等に対する指導・支援、多文化共生の取組等について教育委員会へのアドバイスや教員研修を行う。

家庭児童相談室

家庭における児童の健全な養育・福祉の向上を図ることを目的として、福祉事務所に設置される相談機関。社会福祉主事や家庭相談員が指導にあたる。

家庭相談員

福祉事務所にいる家庭児童相談室において、児童を育てる上でさまざまな問題を抱えている保護者に対して、助言や指導を行う相談員。

亀岡市子どもの権利条例

児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利が保障されるよう、市等の責務を明らかにし、市の施策について基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して学び育つことができる地域社会の実現を図ることを目的として、平成 31（2019）年 4 月 1 日から施行された条例。子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図るための基本計画の策定等について規定している。また、亀岡市では、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、毎年 11 月 20 日を「亀岡市子どもの権利の日」として定めている。

かめおかっこ出前ひろば

出前ひろばのスタッフが亀岡市内各地のコミュニティセンターなどに出向いて、親子の遊びや交流の場を提供するもの。親子と一緒に楽しく遊んだり、親同士の交流やコミュニケーションを深めたり、子育ての悩みごとを相談する場となっている。

ガレリアあそびの森

天候を気にせず、興味や意欲に合わせ思う存分遊べる、主に未就学児向けの屋内あそびば「かめまるランド」、周囲の山並みや四季折々の自然を丸ごと体感しながら遊べる、主に小学生までの児童向けの屋外あそびばである「あおぞらひろば」、ピラミッド型の次世代ジャングルジム、ザイルクライミングで体力やバランス感覚を養えるあそびば「芝生ひろば」などを総称したあそびば。

企業主導型保育施設

事業主拠出金を財源として、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として、平成 28（2016）年度に創設された。

義務教育学校

小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校のこと。学校教育法の改正により平成 28（2016）年に新設された学校教育制度で、小中一貫校の一種である。

虐待（児童虐待）

保護者がその監護する児童に対して行う、身体的、性的、心理的、ネグレクトの 4 種の行為で、法律上禁止されている。

京都府家庭支援総合センター

家庭問題に関する総合的な相談機関。児童虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）・障がい・ひきこもりなど「家庭を取り巻く、複雑・多様化するさまざまな相談」に専門スタッフがワンストップで応じる。

KIRI no K0（きりのこ）

令和5（2023）年4月にオープンした木育ひろば。体を思いきり動かすことをテーマに、亀岡市を象徴する山や霧、保津川など、亀岡市らしさをモチーフにしたあそびば。

合計特殊出生率

女性の15歳から49歳までの各歳ごとの出生率（母の年齢別出生数÷年齢別女子人口）を合計したもの。一人の女性が生涯に産む平均の子どもの数に相当する。

子育て

子ども自身が、自らの力で心身共に成長すること、また、そのさま。

子育てバリアフリー

子どもを連れた親子や妊婦などが快適に利用することができるように、公共施設や公園などを整備すること。具体的には、授乳コーナー、乳幼児と一緒に利用することのできるトイレ、託児室などの整備など。

子育て支援センター

子育て家庭などに対する育児・子育て支援を行う総合的な拠点施設。親子が自由に遊べる場や、親同士の交流・学習の場を提供するとともに、子育てに対する不安解消のため、さまざまな相談対応や子育てに関する情報提供、子育てサークルなどへの支援活動などを展開している。

こども家庭センター

母子保健と児童福祉に関する相談や支援を一体的に担う施設で、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもに対して切れ目のない支援を行うことを目的としている。児童福祉法の改正によって令和6（2024）年度から設置が努力義務となった。

こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4（2022）年6月に成立し、令和5（2023）年4月に施行された。すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。

子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築などの措置を講ずるための法律。本法に基づき、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育てを支援することになる。

こども大綱

こども基本法に基づく大綱で、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもの。すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指している。

子どもの最善の利益

「児童の権利に関する条約」の定めるさまざまな権利に共通する基本的な考え方である「4つの原則」のうちの一つ。「児童の権利に関する条約」は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められており、現在では、日本を含めた世界 196 の国・地域が締約している世界的な条約。

子どもの貧困

経済的な困窮だけでなく、学習や生活、心理などさまざまな面において、子どもの後の人生に影響を及ぼす問題のこと。亀岡市においては、経済的な要因や社会的、文化的、歴史的などの要因により、子どもの生活や成長に必要なものや経験などが不足することで、子どもが健やかに育ち成長していく環境が損なわれている状況と捉えている。

子どもファースト

亀岡市では、亀岡市第5次総合計画で掲げる、目指す都市像「人と時代に選ばれるリーディングシティ亀岡」実現に向け、令和4（2022）年8月に“子ども”と“子育てを頑張る人”を本気で応援する「子どもファースト」を宣言している。所得制限なしの(1)こども医療費 18 歳まで拡大と無償化、(2)保育料第2子以降すべて無償化、(3)保育所(園)・幼稚園・こども園でおむつの提供、処理の無償化、(4)放課後児童クラブの一家庭2人目以降無償化、平日午後7時まで延長、土・日曜日・祝日の実施をはじめ、“子ども”と“子育てを頑張る人”を本気で応援するためのさまざまな事業に取り組んでいる。

コーホート変化率法

各コーホート（ある年（期間）に生まれた集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。

さ 行

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成 17（2005）年4月から平成 27（2015）年3月までの 10 年間の時限立法。令和6（2024）年5月の改正により、法律の有効期限が令和 17（2035）年3月31日まで 10 年間再延長された。

児童養護施設

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育と自立支援を行う施設のこと。

シビックプライド

地域や自治体に対する住民の誇りや愛着、地域社会に貢献する意識のこと。

主任児童委員

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受ける。

情報モラル

情報社会において、適正な活動を行うための基本的な考え方や態度のこと。

スクールカウンセラー

学校などにおいて、いじめや不登校、児童・生徒の生活上の問題やさまざまな悩みの相談に応じて、助言などにより児童・生徒の心のケアを行うとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門職のこと。

スクールソーシャルワーカー

学校を拠点に、不登校や学校における保護者や子どもが抱える問題に対して専門的な視点に立ち、活動する専門職のこと。教育及び社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒を取り巻く環境の改善や関係機関等とのネットワークを活用した支援を行う。

青少年育成地域活動協議会

地域における青少年の健全育成を図ることを目指して、環境浄化活動をはじめ、非行防止活動、健全育成活動、啓発広報活動など、青少年の健全育成のために日々活動を行っている地域住民組織・団体。

セーフコミュニティ

事故やけがは偶然に起こるのではなく、予防できるという理念のもと、行政と地域住民など多くの主体の協働により、すべての人たちが安心して安全に暮らすことができるまちづくりを進めるもの。亀岡市では、平成 20（2008）年 3 月に「WHO（世界保健機関）セーフコミュニティ協働センター」による国際認証を日本で初めて取得し、平成 25（2013）年 2 月には、国内初となる再認証を取得した。4 回目の認証（令和 5（2023）年 12 月）では、新たに設置された対策委員会の取組やコロナ禍での活動の工夫を踏まえ、より取り組みやすい、新たな「国内認証」を日本で初めて取得した。

た 行

地域学校協働活動

地域と学校が相互にパートナーとして連携して子どもの学びや成長を支える活動のこと。

地域子育て支援拠点

地域において、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助及び子育て親子の交流等を促進する子育て支援の拠点。

地域子ども出迎えデー

毎週水曜日に児童や生徒の下校する時間に合わせ、「買い物」、「花の水やり」、「散歩」などで家の外へ出て、地域の大人が子どもたちを出迎え、見守る活動のこと。

通級指導教室

小学校などで一部の授業を通常の学級とは別の通級指導教室で受ける制度のこと。

適応指導教室

各教育委員会が、不登校の小中学生向けに学籍のある学校とは別に公的な施設のどこかに設置し、学習援助をしながら本籍校に復帰することを目標に運営する教育施設。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

は 行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、限局性学習症（SLD）、注意欠如・多動性症（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

高齢者や障がいのある人をはじめ、妊産婦や乳幼児連れなどの子育て家庭を含む、すべての人にとって、社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）を改善し、自由に活動できる生活空間のあり方のこと。建物や道路の段差解消など、生活環境上の物理的障壁の除去に加えて、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

不育症

妊娠はするものの、流産や死産を繰り返し、出産に至らない状態のこと。

ブックスタート事業

絵本を使ったふれあいの子育てが広がるきっかけづくりとなるよう、11 か月健診時において、絵本の読み聞かせや絵本の紹介、絵本のプレゼントを行う事業。

プレコンセプションケア

妊娠前からのヘルスケアで、若者全体の健康と権利を支援すること。

母子・父子自立支援員

ひとり親に対し、生活全般の相談に応じ、自立に必要な情報提供及び支援などを行う専門員のこと。

ま 行

まなび・生活アドバイザー（京都式スクールソーシャルワーカー）

学校現場における福祉関係の専門家。教員と協働し、ニーズのある家庭を福祉施策につなぐ等の家庭支援を行う。

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるとともに、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねており、民生委員・児童委員と呼ばれている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、妊産婦や子育て家庭の心配ごとなどの相談・支援などを行う。

や 行

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、要保護児童の早期発見や適切な保護、要支援児童や特定妊婦への適切な支援を図るために設置する協議機関のこと。要保護児童などに関する情報やその他要保護児童などの適切な保護・支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童などに対する支援の内容に関する協議を行う。

ら 行

ライフステージ

人の一生を乳幼児期・学齢期・妊娠期・壮年期・中年期・高齢期などに区切った、それぞれの段階のこと。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康・権利」と訳される。リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム及びその機能と活動過程のすべての側面において、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。リプロダクティブ・ライツとは、性に関する健康を享受する権利のこと。具体的には、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任を持って決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利のこと。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働くすべての人が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を図り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

A～Z

ICT（アイシーティー）

Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。日本では同様の言葉として IT (Information Technology：情報技術)の方が普及していたが、国際的には ICT がよく用いられ、近年日本でも定着しつつある。

NPO（エヌピーオー）

Nonprofit Organization または Not-for-Profit Organization の略で、営利を目的とせず社会的活動を行う民間の団体。

SNS（エスエヌエス）

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。近年では、会社や組織の広報手段として利用されることも多い。

第3期亀岡市子ども・子育て支援事業計画

令和7(2025)年3月 亀岡市

こども未来部子育て支援課子どもファースト推進係

〒621-0805 亀岡市安町釜ヶ前 82 番地

電話：0771-25-5126（直通） FAX：0771-25-5128

